

# 日本風景街道 渥美半島菜の花浪漫街道 第3次アクションプラン

平成31年3月策定

渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議





## はじめに

渥美半島菜の花浪漫街道は、渥美半島の魅力や美しさを発見、創出するとともに、地域資源を活かし、原風景を創成する運動を市内全域・全市民に促すものです。

田原市では、平成20年3月に「渥美半島菜の花浪漫街道 基本構想」を策定し、平成21年3月には「渥美半島菜の花浪漫街道 第1次アクションプラン」を、平成26年3月には「渥美半島菜の花浪漫街道第2次アクションプラン」を策定しました。

基本構想では、長期的な視点に立って将来像を示し、アクションプランでは、基本構想に位置付けた施策を実行するための短期の具体的な行動計画をとりまとめています。

この度策定した第3次アクションプランでは、計画期間を平成31年度から平成35年度までの5年間とし、策定にあたっては、社会動向やこれまでの実施評価を反映しました。

アクションプランの推進にあたっては、実施主体である市民、市民活動団体、事業者、行政など、地域社会全体が参画して取り組むことが重要であり、必要不可欠です。

この取組の推進により、基本構想で掲げた「花が彩る潮騒の エコ ガーデン ロード— 環境共生の 道づくり・郷づくり・人づくり —」が実現され、地域活性化、観光振興、地域間交流や循環型社会の形成に寄与することを期待しています。



# 目次

## 第1章 アクションプランとは

第1節	策定の趣旨	2
第2節	範囲と期間	4
第3節	プロジェクトの設定	5

## 第2章 整備の方向性

第1節	施策体系	10
第2節	道づくりプロジェクト・人づくりプロジェクト	11
第3節	郷づくりプロジェクト・人づくりプロジェクト	30

## 第3章 プロジェクトを進めるために

第1節	アクションプランの周知	42
第2節	プロジェクトの管理と評価	43
第3節	リーディング事業	47

## 資料編

第1節	第3次アクションプランの策定経過	52
第2節	第1次、第2次アクションプランの実施評価	58
第3節	参考資料	60

# 第1章 アクションプランとは

---

## 第1節 策定の趣旨

- (1) 日本風景街道渥美半島菜の花浪漫街道の目的
- (2) これまでの経緯
- (3) アクションプラン策定の目的

## 第2節 範囲と期間

- (1) 対象範囲
- (2) 計画期間

## 第3節 プロジェクトの設定

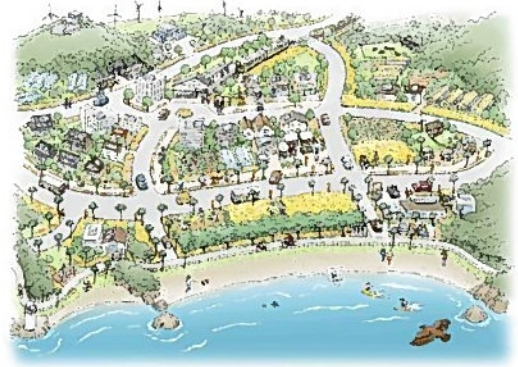


# 第1節 策定の趣旨

## (1) 日本風景街道渥美半島菜の花浪漫街道の目的

日本風景街道渥美半島菜の花浪漫街道（以下「菜の花浪漫街道」という。）は、渥美半島の魅力や美しさを発見し、自然、観光、歴史、文化等地域資源を活かして原風景をつくり上げていく運動を市内全域で進め、観光振興や地域の活性化を図ろうというものである。

渥美半島菜の花浪漫街道基本構想では、基本理念を次のように定めている。



### 花が彩る<sup>いろど</sup>潮騒<sup>しおさい</sup>の エコ ガーデン ロード — 環境共生の 道づくり・郷づくり・人づくり —

## (2) これまでの経緯

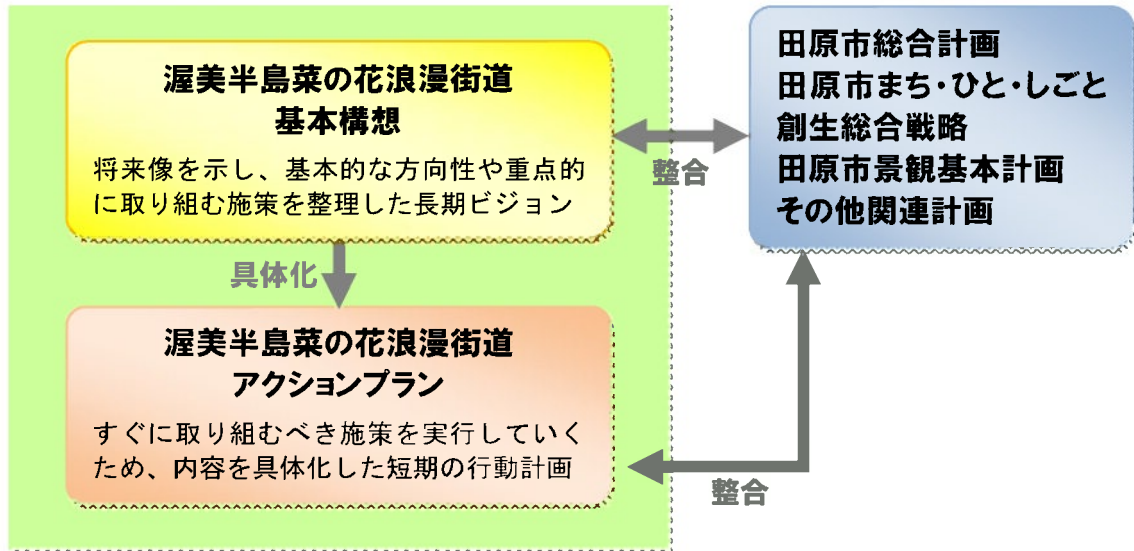
- : 菜の花浪漫街道(田原市)関連
- : 風景街道(国土交通省)関連
- : 景観(田原市)関連

平成 19 年 9 月	● 日本風景街道 <sup>※1</sup> の登録受付開始 ● 菜の花浪漫街道パートナーシップ会議 <sup>※2</sup> 設置
平成 19 年 11 月	● 日本風景街道へ登録 ● 菜の花浪漫街道基本構想策定委員会（分科会）設置
平成 20 年 3 月	● 菜の花浪漫街道基本構想 <sup>※3</sup> 策定
平成 21 年 1 月	● 菜の花浪漫街道第1次アクションプラン策定委員会（分科会）設置
平成 21 年 3 月	● 菜の花浪漫街道第1次アクションプラン策定
平成 24 年 2 月	● 日本風景街道のロゴマーク決定
平成 25 年 3 月	● 田原市景観基本計画 <sup>※4</sup> 策定
平成 25 年 5 月	● 菜の花浪漫街道アクションプラン改定委員会（分科会）設置
平成 25 年 8 月	● 景観行政団体 <sup>※5</sup> へ移行
平成 26 年 3 月	● 菜の花浪漫街道第2次アクションプラン策定
平成 30 年 8 月	● 菜の花浪漫街道アクションプラン改定委員会（分科会）設置
平成 31 年 3 月	● 菜の花浪漫街道第3次アクションプラン策定

### (3) アクションプラン策定の目的

基本構想に位置付けられた施策を着実にかつ早期に実行に移すため、短期的な施策についての具体的な行動計画をとりまとめることを目的として、アクションプランを策定する。

#### ■アクションプランの位置付け



#### ※1 日本風景街道

地域ならではの風景や資源を活かして美しい道づくりを目指すことを目的として国土交通省が展開する取組。全国の141ルート（平成31年2月末現在）で地域活性化に向けた活動が行われている。



#### ※2 渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議

菜の花浪漫街道の事業活動を効果的に推進するため、市民・事業者・各種団体・道路管理者・行政等により構成される組織。毎年度パートナーシップ会議を開催し、取組を推進する。

#### ※3 渥美半島菜の花浪漫街道基本構想

菜の花浪漫街道の将来像を共有し、その実現に向けて足並みをそろえて取り組むことを目的として策定された長期ビジョン。地域の活動の現況、基本的な整備の方向性、重点的に取り組むべき施策等を整理している。

#### ※4 田原市景観基本計画（任意計画）

田原市の景観形成の基本的な方針及び良好な景観の整備保全に関する施策を明らかにした計画。

#### ※5 景観行政団体

景観法で定義される景観行政を行う自治体。景観行政団体は、景観法に基づく諸制度を活用することができる。

## 第2節 範囲と期間

### (1) 対象範囲

アクションプランの対象範囲は、菜の花浪漫街道の対象エリアである田原市全域とする。ただし、短期的に実行するプランであることを勘案して、田原市内に位置する国道42号・国道259号を主軸として道路とその沿道付近及び道の駅等を主な範囲とする。

なお、菜の花浪漫街道に関する活動の推進組織である「渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議」で承認された道路についても対象範囲とする。

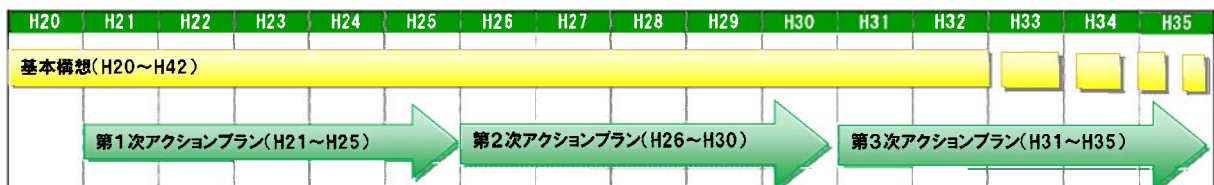
#### ■ 幹線道路網（国道・県道・一級市道）位置図



### (2) 計画期間

第3次アクションプランの計画期間は、平成31年度から平成35年度までの5年間とする。

#### ■ 基本構想とアクションプランの計画期間

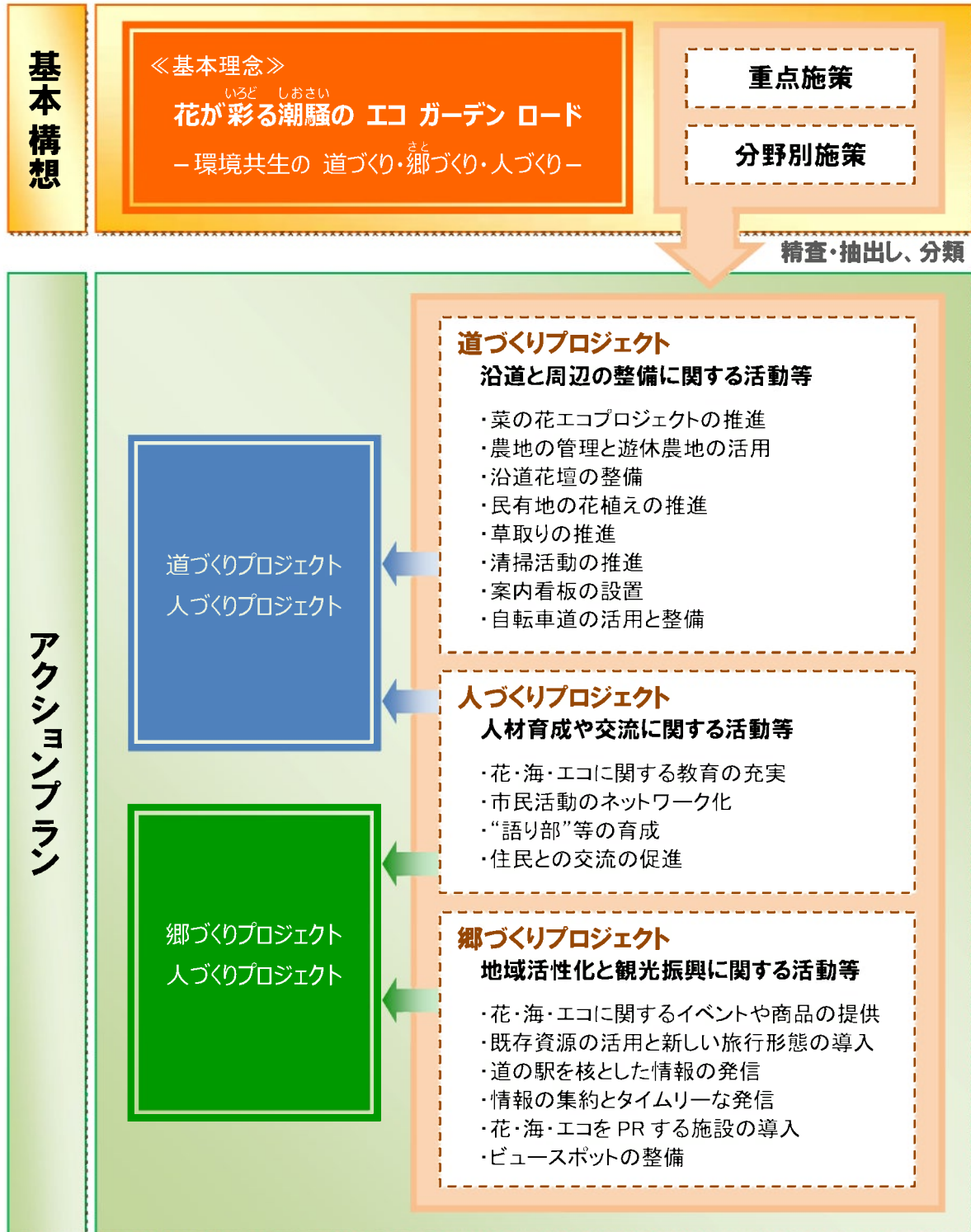




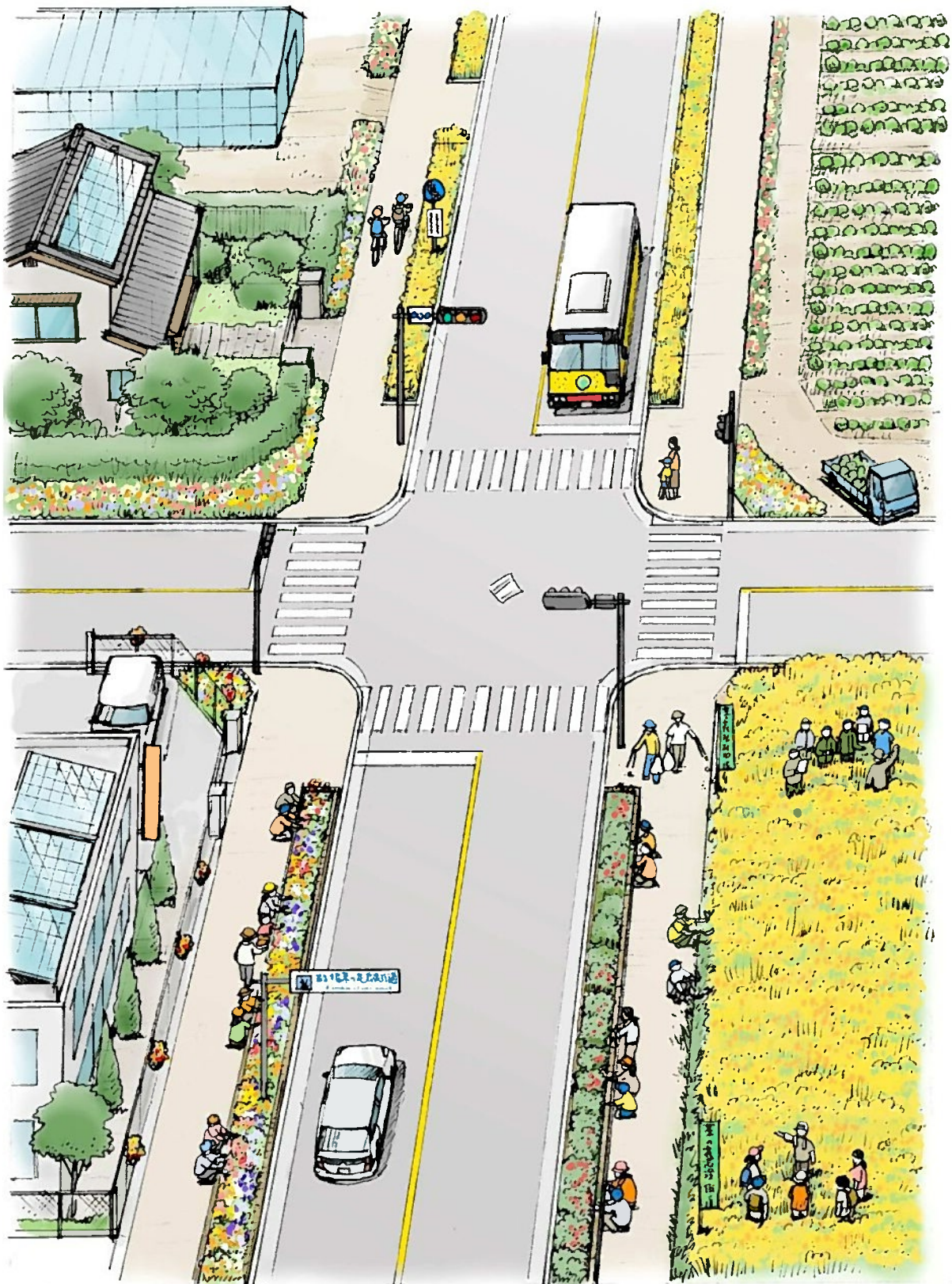
## 第3節 プロジェクトの設定

基本構想に位置付けた重点施策と分野別施策のうち短期的に実行できる施策を道、郷、人の3つに分類し、「道づくりプロジェクト・人づくりプロジェクト」、「郷づくりプロジェクト・人づくりプロジェクト」を設定する。

### ■アクションプランで位置付けたプロジェクトと施策

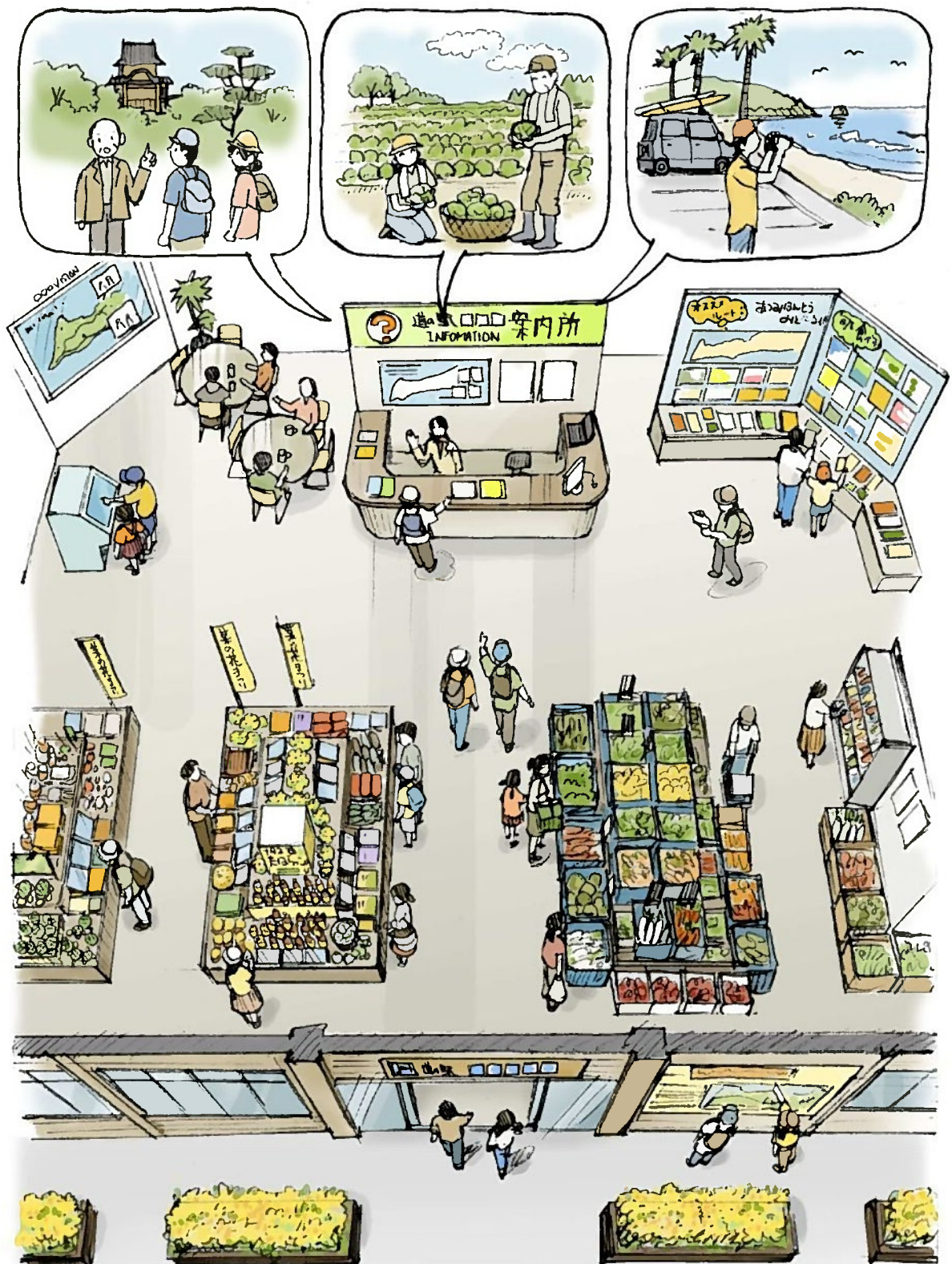


■道づくりプロジェクト・人づくりプロジェクトの実現イメージ





■ 郷づくりプロジェクト・人づくりプロジェクトの実現イメージ





## 第2章 整備の方向性

---

### 第1節 施策体系

### 第2節 道づくりプロジェクト・人づくりプロジェクト

### 第3節 郷づくりプロジェクト・人づくりプロジェクト

# 第1節 施策体系

プロジェクトを実施するための施策は次のとおりである。

## ■ プロジェクトの施策体系

### 【実施に当たっての配慮事項】

- 事業の担い手の確保、事業内容の容易性・継続性等に配慮して推進していく。
- 必要に応じて、事業の実施手法の見直しなど改善策を検討する。

### ■ 道づくりプロジェクト・人づくりプロジェクト

A. 菜の花エコプロジェクトの推進  
農地の管理と遊休農地の活用  
住民との交流の促進

B. 花壇の管理(幹線道路)  
沿道花壇の花植えの推進

重点取組

C. 草取りの推進  
清掃活動の推進  
市民活動のネットワーク化

D. 案内看板の設置

E. 自転車道の活用と整備

F. 花・海・エコに関する教育の充実

### ■ 郷づくりプロジェクト・人づくりプロジェクト

G. 花・海・エコに関するイベントや商品の提供  
既存資源の活用と新しい旅行形態の導入  
住民との交流の促進

H. 道の駅を核とした情報の発信  
情報の集約とタイムリーな発信  
市民活動のネットワーク化

I. 花・海・エコをPRする施設の導入

J. ビュースポットの整備

K. “語り部”等の育成  
住民との交流の促進

## 第2節 道づくりプロジェクト・人づくりプロジェクト

道づくりプロジェクトと、それに関連する人づくりの取組は、次のとおりである。

### A. 菜の花エコプロジェクトの推進・農地の管理と遊休農地の活用・住民との交流の促進

- 1 菜の花浪漫街道の主軸である国道 42 号、259 号の沿道（特に交差点付近等、来訪者の目に付きやすい場所）で、来訪者も参加して遊休農地に菜の花を植え、PR する。
- 2 農業委員会や地域・市民等が農地の見回りと啓発を行い、道路上に農地からの土砂や農業残渣が放置されている場合は、農地の管理者に改善を働きかける。

### B. 花壇の管理（幹線道路）・沿道花壇の花植えの推進

- 3 花壇の維持管理について、コミュニティ協議会や地区自治会等で話し合い、幹線道路の沿道（特に国道 42 号、259 号等、来訪者の目に付きやすい場所）に花を植えて、市民等の手によって美しく保つ。
- 4 緑や花に関する相談に応じる。

### C. 草取りの推進・清掃活動の推進・市民活動のネットワーク化

- 5 美化に関する情報を管理する窓口を決めて、連絡体制を整え、活動前には必ず窓口連絡するようルールを決めて、市民に広く周知する。
- 6 住民の代表者や道路管理者等が話し合い、“「だれが」「いつ」「どこを」草取り（清掃）するか”という情報を共有する。
- 7 みんなが一斉に草取り（清掃）を行う日を決める。

### D. 案内看板の設置

- 8 「渥美半島菜の花浪漫街道」の看板や施設等への誘導看板を設置する。

### E. 自転車道の活用と整備

- 9 自転車道の草取り、清掃、花植え等を行う。
- 10 自転車の利用を促進するとともに、レンタサイクル事業を充実させる。

### F. 花・海・エコに関する教育の充実

- 11 花・海・エコに加えて、環境・農業・食育・景観・郷土の歴史等に関する教育も含め、地域の特性を活かした教育の機会を増やし、郷土愛を育むことを目指す。



# A.

## 菜の花エコプロジェクトの推進 農地の管理と遊休農地の活用 住民との交流の促進

### 活動組織

#### 中心となる 活動組織

- NPO 法人田原菜の花エコネットワーク
- 農業委員会
- 田原市(環境政策課、営農支援課)

#### その他 活動組織

- 市 民—コミュニティ協議会、地区自治会、子ども会、保育園、こども園、学校、老人クラブ、NPO等
- 事業者—農地の管理者
- 行 政—田原市
- そ の 他—田原菜の花エコ推進協議会(田原農業改良普及課、渥美半島観光ビューロー、商工会、市民活動団体等)

#### ■ 国道沿いの菜の花畑



#### ■ 一般向け菜の花種まき体験イベント



#### ■ 遊休農地での石の除去



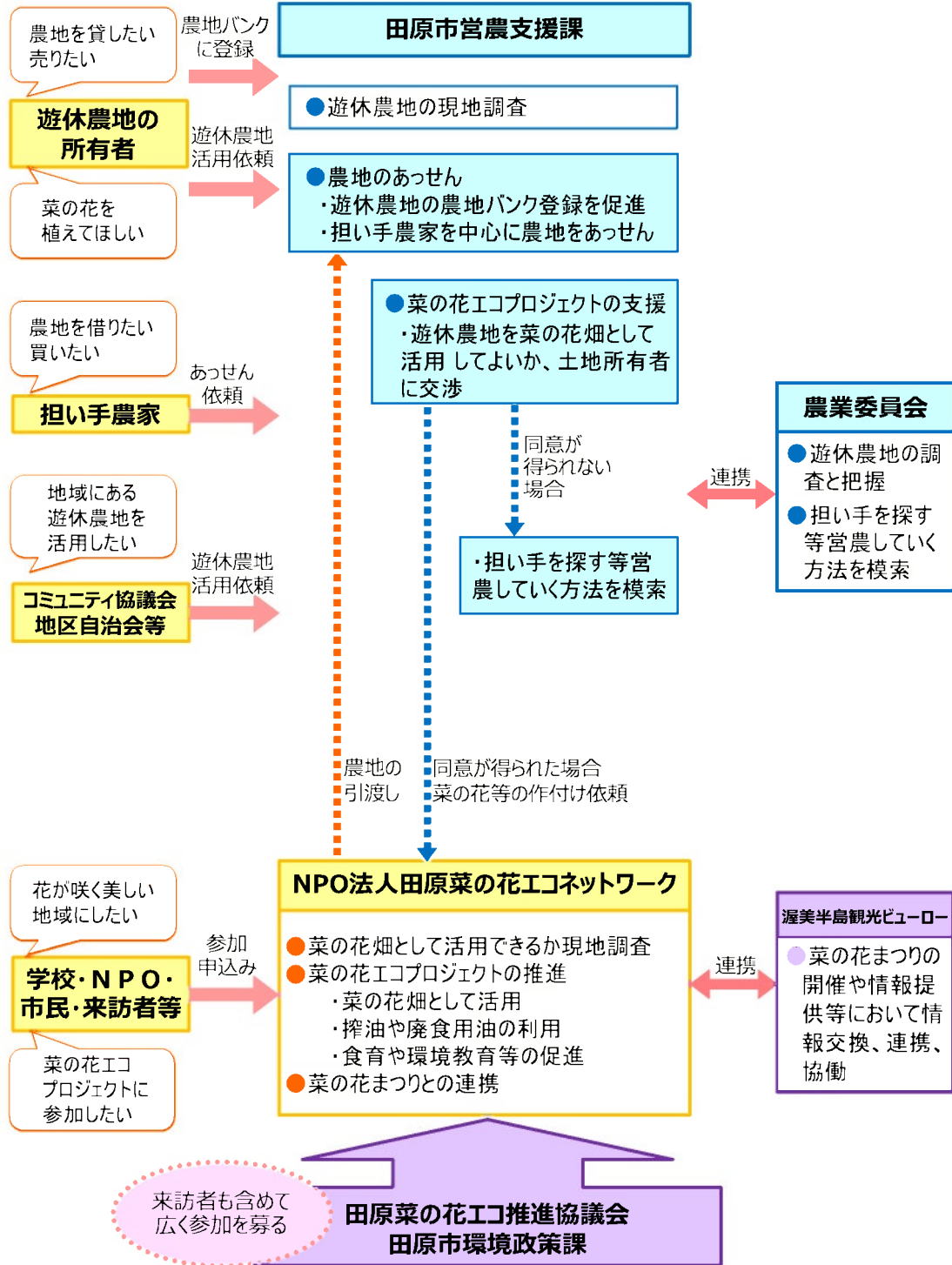
#### ■ 菜の花エコプロジェクトによって復元された農地



# 取組と手順

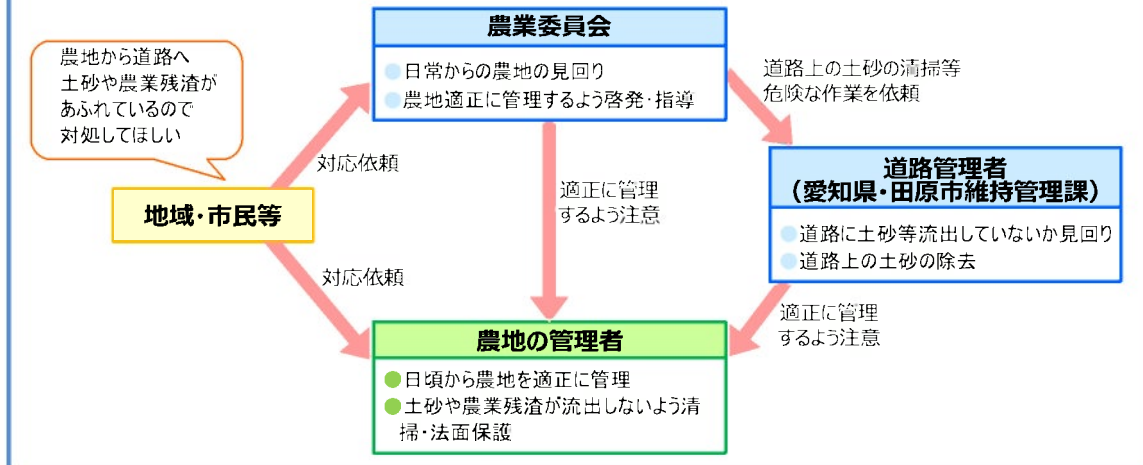
1 菜の花浪漫街道の主軸である国道 42 号、259 号の沿道(特に交差点付近等、来訪者の目に付きやすい場所)で、来訪者も参加して遊休農地に菜の花を植え、PR する。

- 菜の花エコプロジェクトの継続的な推進
- 来訪者等の参加拡大方法の検討
- 農地バンクの登録・引渡し の推進



## 2 農業委員会や地域・市民等が農地の見回りと啓発を行い、道路上に農地からの土砂や農業残渣が放置されている場合は、農地の管理者に改善を働きかける。

- 見回りや啓発方法の具体的検討
- 重点見回り箇所の特定
- 見回りと啓発の強化



## 取組を促進するためのアイデア

- 周辺の土地所有者や農地の管理者とのコミュニケーションを図り、菜の花エコプロジェクトの理解を深める。
- ヒマワリやコスモス等の観賞用草花の作付けも拡大させ、マスコミを活用して花があふれる浪漫街道をPRする。
- 田原市、渥美半島観光ビューロー、NPO 法人田原菜の花エコネットワーク、事業者が密に対話し、情報交換や連携・協働によって菜の花まつりをさらに盛り上げる。
- エコツーリズム等、来訪者と住民が一緒になって菜の花エコプロジェクトに参加できる企画を提供する。
- 気候風土にあった品種の作付けを行う。
- 菜の花エコプロジェクトを通して、環境教育・食育・花育等を引き続き行う。
- ハウスの周り等農作業に支障のない場所には花を植えて景観を良くし、土砂の流出を防ぐ。
- 菜の花エコプロジェクトに参加するきっかけとなるような体験型イベントを企画する。
- 農地の管理者は土砂や農業残渣が流出しないよう責任を持って管理し、管理できていないところについては、地域や農業委員会が声かけを行う。
- 市やJAの広報紙等で農地の適正管理方法について周知を行う。
- 菜の花まつり等のイベントにおいて避難路を確保し、各関係機関で防災面に配慮する。

## 期待される効果

- 農村景観や菜の花浪漫街道が美しくなる。
- 遊休農地の解消につながる。
- 農地が再生され、担い手農家へ集約が進む。
- 来訪者が増えて観光振興につながる。
- 道路への土砂流出や側溝の埋没が抑えられる。



## B.

# 花壇の管理(幹線道路) 沿道花壇の花植えの推進

## 活動組織

### 中心となる 活動組織

- 緑のまちづくり推進協議会、緑化推進委員会
- 田原市(街づくり推進課、緑花センター)
- コミュニティ協議会、地区自治会

### その他 活動組織

- 市 民—子ども会、保育園、こども園、学校、老人クラブ、NPO 等
- 事業者—すべての事業者(菜の花浪漫街道沿いで営む方を中心に)
- 行 政—愛知県東三河建設事務所、田原市(維持管理課、企画課)
- その 他—渥美半島観光ビューロー、たはら市民活動支援センター

■ 事業者敷地内に植栽された菜の花



■ フラワー教室



■ 花苗の配布



■ 沿道への菜の花の種まき

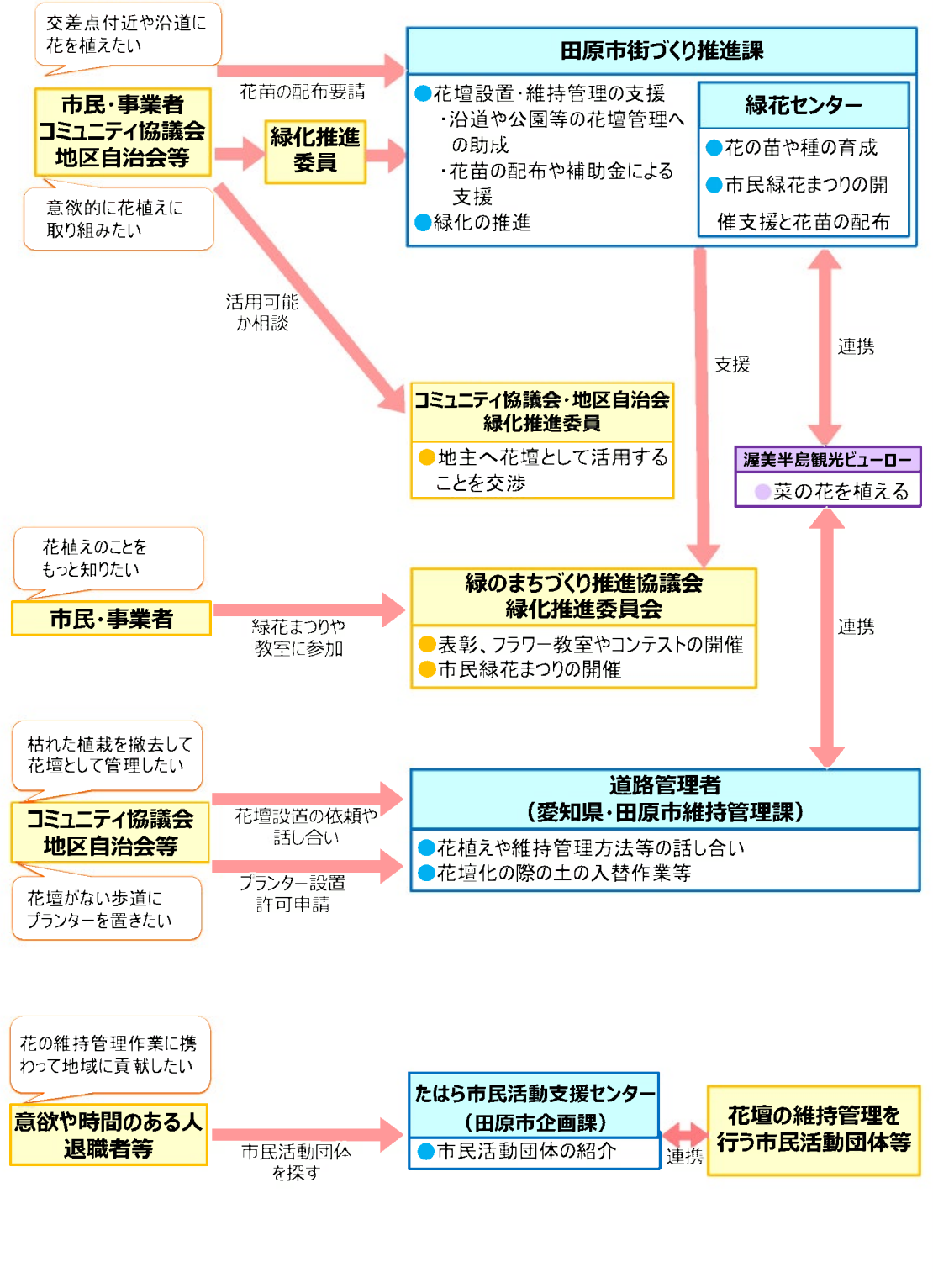




## 取組と手順

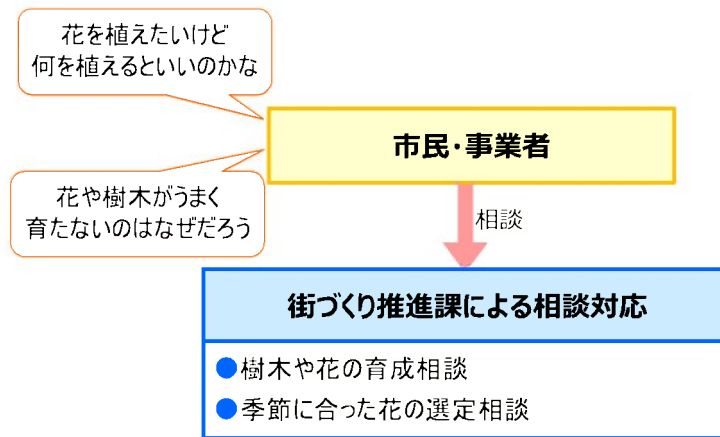
3 花壇の維持管理について、コミュニティ協議会や地区自治会等で話し合い、幹線道路の沿道(特に国道 42 号、259 号、来訪者の目に付きやすい場所)に花を植えて、市民等の手によって美しく保つ。

- コミュニティ協議会・地区自治会での話し合い
- 新たな沿道花壇の登録、既存花壇の活用、維持管理
- 花壇への花の配布、維持管理の支援



#### 4 緑や花に関する相談に応じる。

- 相談を街づくり推進課で対応する。



### 取組を促進するためのアイデア

- 花壇がない歩道には、道路管理者の許可を得てプランターを置く（通行スペースが十分ある場合）。
- フラワーバンク（花の種や苗を借りて、各自育てて花を楽しんだ後、借りた分を返すが増えた分はもらえる）を創設して、住民の手で花を植え育て、増やすしくみをつくる。
- 市独自の“ガーデニング・マイスター”“花の匠”等の認定や、講師の派遣等、技術力の向上を図る。
- “花とみどりの110番”等、親しまれ頼りにされる相談窓口とする。
- オープンガーデン（庭の一般公開）を“まちかど観光案内所”“まちかど休憩所”も兼ねて取り組む。
- ガーデニング講座を菜の花浪漫街道の沿道の空地を借りて、実地的に開催する。
- 小学校による花壇管理を促すよう、コンテストのジュニア部門や子ども対象のガーデニング体験機会を設ける。
- 市民・地域・事業者・行政が連携して、自宅の前や事業所の前、地域の沿道等に自分たちで花植えを行う仕組みをつくる。

### 期待される効果

- ごみの不法投棄が抑えられる。
- 地域のコミュニケーションが促進される。
- まちの景観や菜の花浪漫街道の沿道が美しくなる。

#### ■花壇に関する行政の支援制度

奨励花壇	地区の主要な場所（集会場、公園など）や、主要道路沿いなどで10m以上の花壇をグループで管理。花苗の無料配布（年2回）と補助金の交付有り。
沿道花壇	道路沿いの花壇（道路端から3m以内）を個人で管理。花苗の無料配布（年2回）有り。

## C.

# 草取りの推進 清掃活動の推進 市民活動のネットワーク化

## 活動組織

### 中心となる 活動組織

- 愛知県東三河建設事務所
- 田原市(維持管理課)
- その他—田原を美しくする会

### その他 活動組織

- 市民—コミュニティ協議会、地区自治会、子ども会、保育園、こども園、学校、老人クラブ、NPO 等
- 事業者—店舗・事業所を営む事業者、農業従事者(菜の花浪漫街道沿いで営む方を中心に)等
- 行政—田原市(廃棄物対策課、企画課、地域課)
- その他—たはら市民活動支援センター

### ■ 事業者による沿道の草刈り作業



### ■ 田原を美しくする推進デー



### ■ 地域による沿道の土砂撤去作業



### ■ 事業者による清掃活動

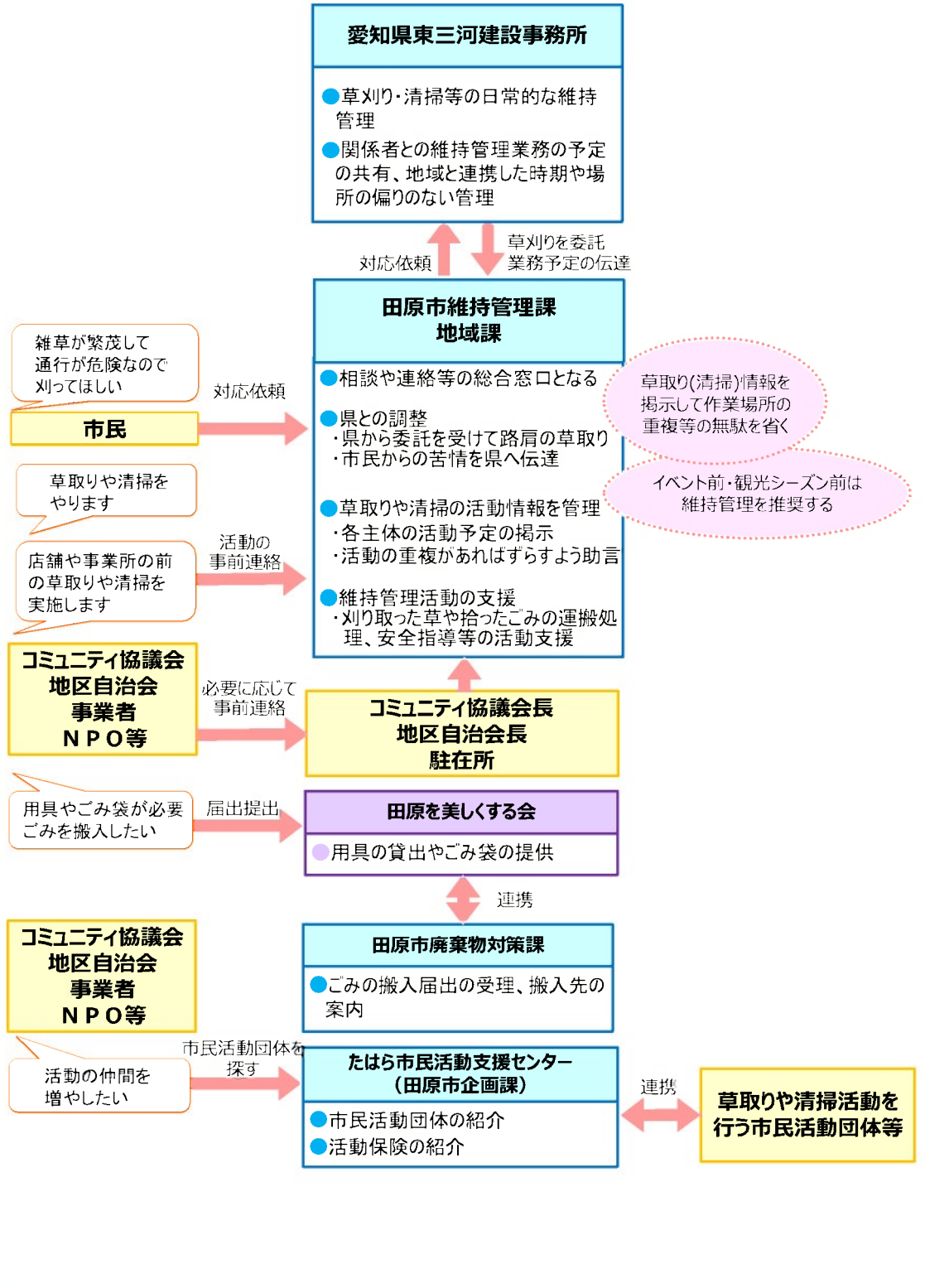




## 取組と手順

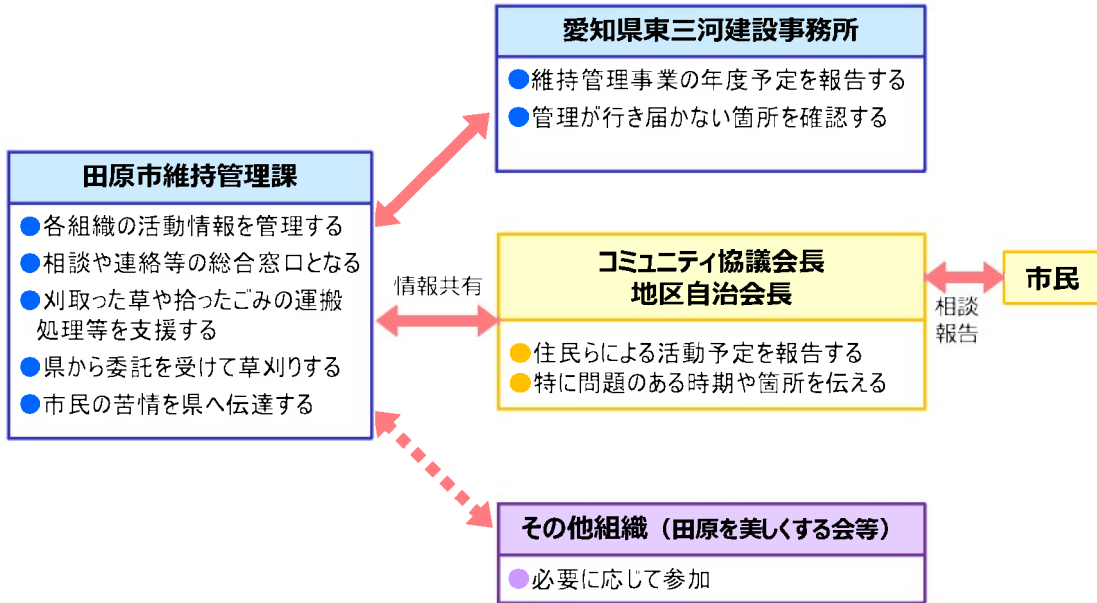
### 5 美化に関する情報を管理する窓口を決めて、連絡体制を整え、活動前には必ず窓口連絡するようルールを決めて、市民に広く周知する。

- 窓口と連絡体制の整備・周知
- ルールの運用
- 活動日の掲示等、情報共有の促進



**6 住民の代表者や道路管理者等が話し合い、「だれが」「いつ」「どこを」草取り(清掃)するか」という情報を共有する。**

- 話し合いの開催
- 情報共有の推進
- 時期や場所の偏りの解消

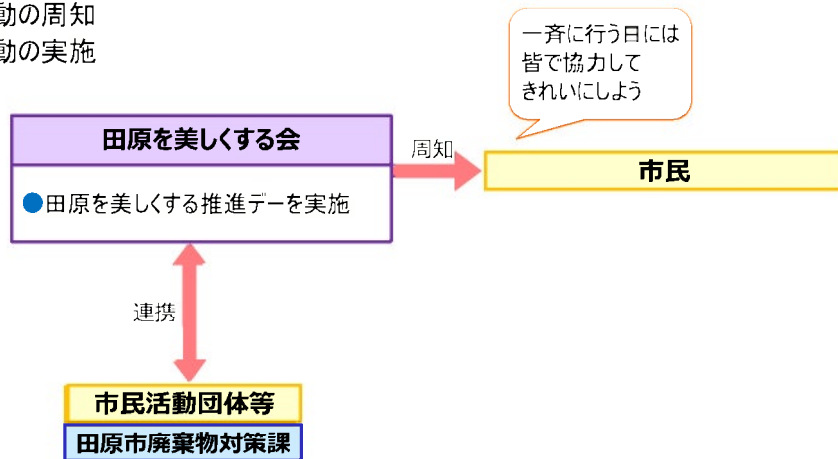


**●話し合いの主な議題**

- ・活動予定……………いつどの区間の草取り(清掃)をするか
- ・課題箇所の確認……………管理が行き届かない時期や箇所はないか
- ・対策の協議……………管理が行き届かない時期や箇所を誰がどのように草取り(清掃)するか

**7 みんなが一斉に草取り(清掃)を行う日を決める。**

- 一斉活動の周知
- 一斉活動の実施



## 取組を促進するためのアイデア

- 沿道の草取りや清掃を行う事業者等を“菜の花浪漫街道クリーンパートナー”等として認定し、活動をPRする。
- パートナーのロゴマークを作成し、名刺や店頭に付けてもらう。
- パートナーの事業所名を一定期間明示する。
- 東三河市民活動情報サイト「どすごいネット」等のポータルサイトを活用して、市外のNPO等へ情報発信や情報交換を行い、参加者の輪を広げる。
- 関係者間のメーリングリストや、WEB掲示板を立ち上げ、活動予定等について情報共有する。
- 市民・地域・事業者・行政が連携して、自宅の前や事業所の前、地域の沿道等に自分たちで花植えを行う仕組みをつくる。
- 愛・道路パートナーシップ事業やマイタウン・マイロード事業、アダプトプログラム(里親制度)に取り組んでいる方の活動を、広報や市ホームページ等に掲載し、PRする。
- 市(維持管理課)が中心となって、各種団体との連絡体制や手段(媒体)を明確にし、情報を一元化する。
- 景観診断バスツアー等によって現地を確認し、管理の行き届いていない時期や箇所を解消するための話し合いを行う。

### ■ 草取り・清掃活動に関する行政の支援制度

	愛・道路 パートナーシップ事業	マイタウン・ マイロード事業	アダプトプログラム (里親制度)
対象者	5名以上のグループ (家族、団体、企業等)	地元で活動している団体 (自治会、市民団体等)	市内に在住・在勤・在学する 個人・事業者・団体
対象場所	歩道のある国道、県道	歩道のある国道、県道	道路・河川等の公共施設
対象活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 草取り</li> <li>● ごみ拾い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 草取り</li> <li>● 処理施設への刈草運搬</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 草取り</li> <li>● ごみ拾い</li> <li>● 樹木・草花の生育管理</li> </ul>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ袋、軍手等の支給</li> <li>● 用具の貸与</li> <li>● ボランティア保険加入</li> <li>● 表示板の設置</li> <li>● ごみの回収・処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委託料(作業料・保険料・安全誘導員費)の支払い</li> <li>● 刈草・ごみの処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみ袋、軍手等の支給</li> <li>● 用具の貸与</li> <li>● ボランティア保険加入</li> <li>● 表示板の設置</li> </ul>
手続き	申請書を提出	区間公表後、申請書を提出	申請書を提出
問合せ先	愛知県東三河建設事務所	愛知県東三河建設事務所	田原市維持管理課



## 期待される効果

- 美しい沿道が維持される。
- 見通しが改善され、安全に通行できる。
- 来訪者が気持ちよく通行でき、観光振興につながる。
- 新たなごみの投棄が抑えられる。
- 管理の行き届いていない時期や箇所への偏りがなくなる。
- 最近草取り(清掃)が行われた場所をまた行うという無駄がなくなる。
- 話し合いにより連携・協働の輪が広がる。
- 一斉に、大規模に取り組むと、マスコミ等の注目を得てPRにつながる。
- 地域等が一斉に草取りや清掃を行うことで、地域コミュニティが活性化し、地域住民が災害時等に連携し合う関係を構築することができる。
- 草取りや清掃活動を通して、自分たちの住む地域を知ること、老朽インフラを発見することができる。

## D. 案内看板の設置

### 活動組織

中心となる活動組織	●田原市(街づくり推進課)
その他活動組織	●市 民 ●事業者 ●行 政—愛知県東三河建設事務所、田原市(維持管理課 等)

### 取組と手順

#### 8 「渥美半島菜の花浪漫街道」の看板や施設等への誘導看板を設置する。

- 看板の集約・統一
- 具体的な設置場所と方法の検討・設置

来訪者にとって  
効果の上がる場所に  
設置する

#### 田原市街づくり推進課

- 菜の花浪漫街道を周知する看板を設置することを検討する
- 予算や場所に合わせた方法で周知する

- 公的な看板に、菜の花浪漫街道の名を明示することを設置者と協議する

道路占用  
許可申請

名前の明示  
について協議

設置可否  
の連絡

#### 愛知県 東三河建設事務所

- 規定範囲内であれば看板設置を許可する
- 既存の看板の更新や新設の際に、菜の花浪漫街道の名を明示することを検討する

道路占用  
許可申請

#### 田原市 関係課 等

- 沿道等で公的な看板に菜の花浪漫街道の名を明示する際に、道路管理者への申請を行う。

市民・来訪者等

## 取組を促進するためのアイデア

- 菜の花浪漫街道独自のロゴマークや愛称を市民公募等によって作り、看板に付けることを検討する。
- 必要に応じて添架式案内看板の設置を検討する。
- 看板の設置場所や記載内容を体系付けて設置する。
- 高速 IC のある自治体、近隣の自治体、道路管理者と協力して看板の設置を検討する。
- 市民に対して広報紙やパンフレット等を活用して周知する。
- 国道 42 号、259 号を景観重要公共施設に指定し、道路景観の保全を図る。
- 看板が当面設置できない場合、ホームページ・地図・パンフレットへの掲載や、道の駅の案内所での案内等によって周知を図る。
- 景観診断バスツアー等によって現地を確認し、不要な看板や新たに設置した方がよい看板について話し合いを行う。
- 看板設置に併せ、不要な看板の撤去や統一看板への集約等を検討し、看板類の整序を行う。
- 避難看板を設置するとともに、パンフレット等に津波の危険性があるポイントや避難地を掲載する。

## 期待される効果

- 菜の花浪漫街道について市民に周知され、取組が活性化される。
- 看板類の整序により、道路沿道景観や眺望景観を保全することができる。
- 避難意識の向上や避難体制の強化が図られる。
- 来訪者にも周知され、観光振興につながる。



## E. 自転車道の活用と整備

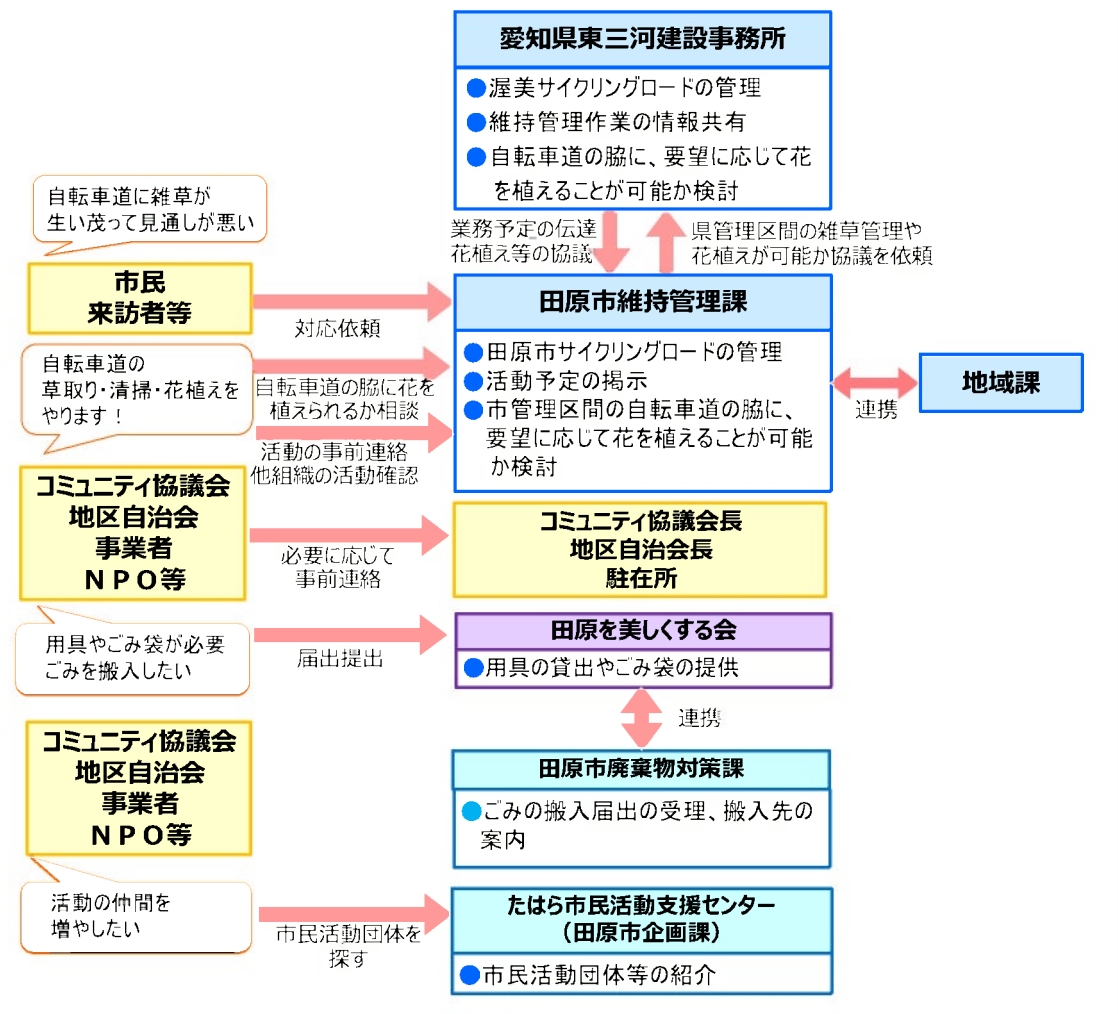
### 活動組織

中心となる活動組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 愛知県東三河建設事務所</li> <li>● 田原市(維持管理課、環境政策課、商工観光課)</li> <li>● コミュニティ協議会、地区自治会</li> </ul>
その他活動組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民—子ども会、保育園、こども園、学校、老人クラブ、NPO 等</li> <li>● 事業者—既存のレンタサイクル受付所(観光事業者及び道の駅伊良湖クリスタルポルト)、道の駅、自転車店等の事業者</li> <li>● 行政—田原市(企画課、廃棄物対策課、地域課、スポーツ課)</li> <li>● その他—田原を美しくする会、たはら市民活動支援センター</li> </ul>

### 取組と手順

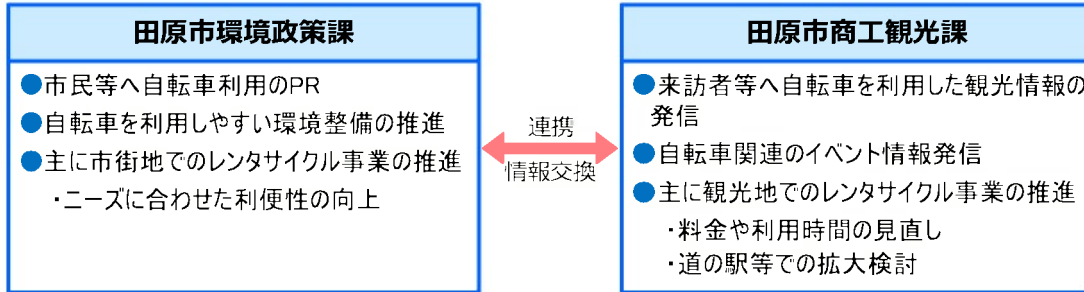
#### 9 自転車道の草取り、清掃、花植え等を行う。

- 自転車道の管理状況の把握
- 維持管理における時期や場所の偏りの解消



## 10 自転車の利用を促進するとともに、レンタサイクル事業を充実させる。

- レンタサイクルシステムの改善検討
- 見直し・整備
- 供用



## 取組を促進するためのアイデア

- 電動式、スポーツタイプ、レトロな自転車等、多様な自転車を貸し出す。
- 自転車道付近を中心に、レンタサイクルステーションの増設や、乗り捨てステーションの拡大を検討する。
- 市内の自転車店に、修理等サポートの協力を呼びかける。
- レンタサイクルの利用方法・利用時間の拡大を検討する。
- 健康増進やエコの視点からPRして市民に日常的な自転車利用を促す。
- 自転車利用と観光施設・商業施設のクーポン券の活用等を検討する。
- 渥美半島ぐる輪サイクリング等の自転車イベントと合わせた清掃イベント等、自転車を楽しみながら景観を保全する行事を開催する。
- 自転車関連のイベントを開催して自転車道の利用を活性化する。
- 周遊ルートの設定や、パンフレット・マップ等への交通情報・観光情報の掲載により、市民や来訪者の自転車利用を促す。
- サイクルトレイン(電車内に持ち込むことのできる列車)をPRし、来訪者の自転車利用を促す。
- サイクリングマップ等に、津波の危険性があるポイントや避難場所を掲載する。

## 期待される効果

- 美しい自転車道が維持される。
- ごみの投棄が抑えられる。
- 見通しが改善され、安全に通行できる。
- 自転車道利用者の増加が見込まれ、観光振興や、住民の健康増進につながる。
- パーク&ライドの推進が図られる。
- 低炭素型のまちづくりに貢献する。
- 自転車道利用者の安全が確保され、避難意識の向上や避難体制の強化が図られる。

## F. 花・海・エコに関する教育の充実

### 活動組織

#### 中心となる活動組織

- 教育委員会
- 田原市(環境政策課、農政課、営農支援課、街づくり推進課、生涯学習課、文化財課)
- 緑のまちづくり推進協議会、緑化推進委員会
- NPO、保育園、こども園、学校

#### その他活動組織

- 市 民—青少年健全育成推進協議会、コミュニティ協議会、地区自治会、PTA、子ども会、老人クラブ等
- 事業者—農業協同組合
- 行 政—田原市(企画課)
- そ の 他—たはら市民活動支援センター

■ 生き生き農業セミナーでの実技指導



■ 一般向け菜種の搾油体験イベント



■ フラワーアレンジメント教室



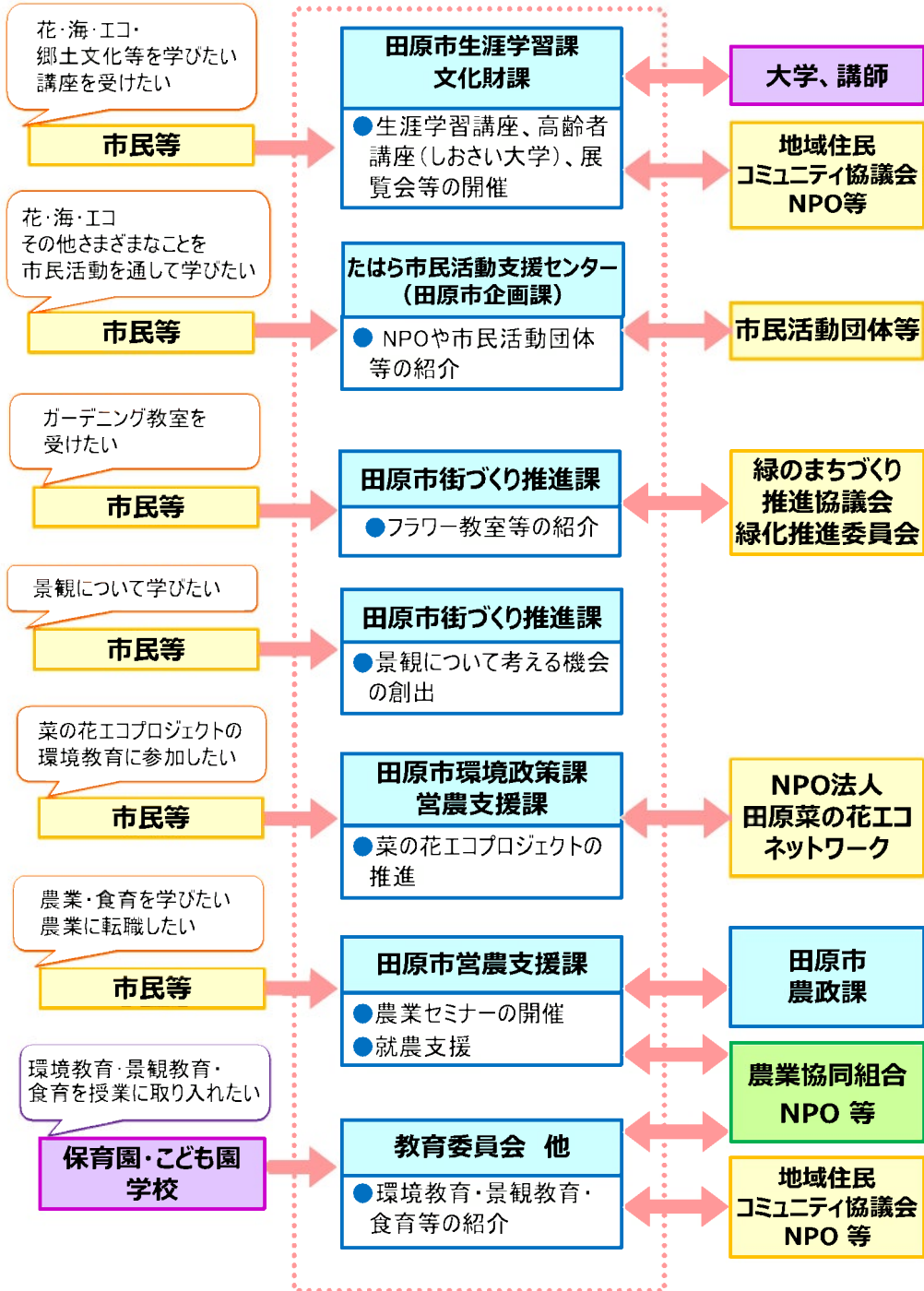
■ 花育バスツアーでの花き出荷場見学



## 取組と手順

11 花・海・エコに加えて、環境・農業・食育・景観・郷土の歴史等に関する教育も含め、地域の特性を活かした教育の機会を増やし、郷土愛を育むことを目指す。

- 教育機会の増加
- 教育の継続・充実





## 取組を促進するためのアイデア

- 菜の花浪漫街道沿道でガーデニング・菜の花エコプロジェクト・農業等の講座(実習)を行う。
- 花を活用した風景街道の先進地へ視察見学を行う。
- “フラワーアドバイザー”“ハンギングバスケットマスター”等の民間資格の取得を一つの目標にして学ぶ。
- 地域の特性を活かしたイベントや講座を企画し、それらへの参加をきっかけに市の取組や花・海・エコや農業・食育・景観・郷土文化等を知ってもらう。
- 座学と併せて、菜の花狩り・野菜狩り等の体験学習を組み合わせた教育プログラムを提供する。
- 学校の先進的な活動を市民に広く発表する場を設ける。
- 花を活用した風景街道の先進地へ視察見学を行う。
- 児童・生徒による実践的、体験的な授業を推進する。

## 期待される効果

- 花・海・エコや農業・食育・景観・郷土文化等に関する知識と理解が深まる。
- 市民活動を担うリーダーが育成される。
- 青少年の健全育成が促進される。
- 地域ぐるみの教育によって、地域内のコミュニケーションが活性化する。

## 第3節 郷づくりプロジェクト・人づくりプロジェクト

郷づくりプロジェクトと、それに関連する人づくりの取組は、次のとおりである。

### G. 花・海・エコに関するイベントや商品の提供・

#### 既存資源の活用と新しい旅行形態の導入・住民との交流の促進

- 12 地産地消・安心安全な食等の地域資源を活用し、農・漁・商・工業者が連携して、特産品の開発や体験型・滞在型プログラムの導入に取り組む。
- 13 有望なマーケットをはじめ、それぞれに効果的なメディアを選択して重点的にPRする。

### H. 道の駅を核とした情報の発信・情報の集約とタイムリーな発信・

#### 市民活動のネットワーク化

- 14 情報を集約・管理する窓口を決めて連絡体制を整え、“どのような情報をどこに伝えるか”という情報共有のルールと流れをつくって周知する。
- 15 既存の情報端末の有効活用を検討するとともに、地元密着の旬の情報を、渥美半島観光ビューローホームページ等電子媒体を活用して速やかに提供していく。

### I. 花・海・エコをPRする施設の導入

- 3 花壇の維持管理について、コミュニティ協議会や地区自治会等で話し合う。プランター等も活用して花を絶やさない沿道づくりに取り組む。
- 8 「渥美半島菜の花浪漫街道」の看板や施設等への誘導看板を設置する。

### J. ビュースポットの整備

- 16 海の見えるビュースポットをどこに整備するとよいか検討し、どのように整備するかや維持管理方法等を地元と話し合う機会を設ける。
- 17 駐車スペースを確保し、海の見えるビュースポットを整備する。

### K. “語り部”等の育成・住民との交流の促進

- 18 語り部等を育成するとともに、活用機会を増加させて、来訪者と住民との交流を促進する。

# G.

## 花・海・エコに関するイベントや商品の提供 既存資源の活用と新しい旅行形態の導入 住民との交流の促進

### 活動組織

#### 中心となる 活動組織

- 渥美半島観光ビューロー
- 商工会
- 観光事業者
- 農業協同組合
- 漁業協同組合
- 道の駅

#### その他 活動組織

- 市 民—市民団体、NPO 等
- 事業者—店舗経営者(飲食店、販売店等)、加工業者、農業・畜産業・漁業等の事業者
- 行 政—田原市(商工観光課、農政課、農業公園管理事務所)

■ 道の駅田原めっくんはうす内 6次産業加工施設



■ 渥美半島観光博覧会「たはら巡り-な」



■ 渥美半島たはらブランド認定制度



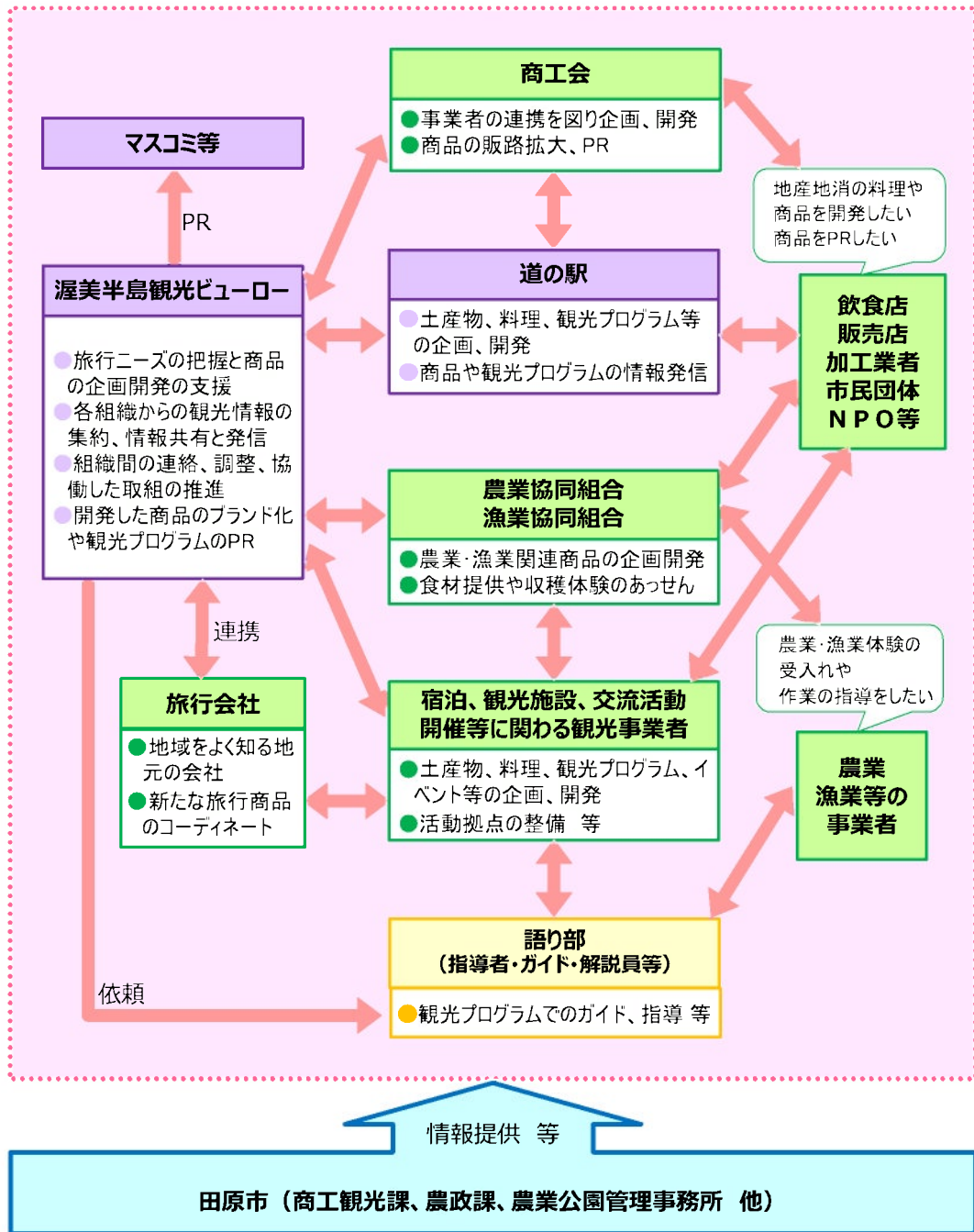
■ 田原市観光まちづくり大学



## 取組と手順

### 12 地産地消・安心安全な食等の地域資源を活用し、農・漁・商・工業者が連携して、特産品の開発や体験型・滞在型プログラムの導入に取り組む。

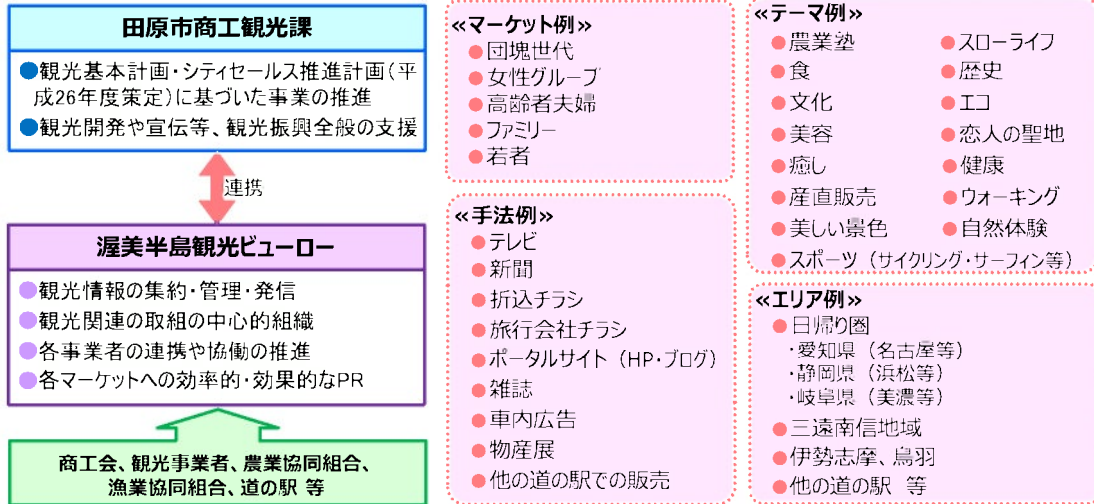
- 農商工が連携した開発体制の構築、地域資源の掘り起こし
- 商品やメニューの等の開発
- 商品やメニューの等の普及
- エコツーリズムの実施





### 13 有望なマーケットをはじめ、それぞれに効果的なメディアを選択して重点的にPRする。

#### ●メディアの活用等効果的なPR活動の推進



## 取組を促進するためのアイデア

- 来訪客を受け入れる本市(到着地)側が企画した「着地型」観光を推進する(地域が企画する観光プログラム・モデルコース・ワンデイツアーの充実、ガイドの育成、道の駅における個人客向けの情報提供の充実 等)
- 宿泊や長期滞在によるメリットづくり・着地型メニューの造成を行い、滞在型観光を促進する。
- 宿泊者限定サービス、連泊割引等を充実させる。
- 見学だけでなく、実際に体験や住民と交流できる企画を検討する。
- 農家民泊、農家留学等を行う。
- 地域資源を活用した渥美半島ブランドを発信する。
- SNS 等の多様なメディアを活用し、より効果的なPRを行う。
- 新鮮で低価格な農漁産物を豊富な品揃えで提供し、観光客はもとより地元住民の利用を促進する。
- 創業セミナー等を開催し、具体的な事業計画を立案し、事業展開を図ることができる人材を育成する。
- 田原市観光まちづくり大学等を開催し、着地型プランの企画や運営を行うことのできる人材を発掘し、育成する。
- 花・海・エコ等をテーマにしたフォトコンテストを開催し、受賞作品の展示やポストカードの作成等を行う。
- 各種イベントでの菜の花浪漫街道ブース出展や、菜の花浪漫街道に関するイベントの開催により、菜の花浪漫街道、エコガーデンロード等をPRする。

## 期待される効果

- ニーズに合ったものを提供することで、観光振興につながる。
- 地産地消が促進され、地域活性化につながる。

## H.

# 道の駅を核とした情報の発信 情報の集約とタイムリーな発信 市民活動のネットワーク化

## 活動組織

### 中心となる 活動組織

- 渥美半島観光ビューロー
- 道の駅
- 愛知県東三河建設事務所
- 田原市(商工観光課)
- 商工会
- 農業協同組合
- 漁業協同組合
- 観光事業者
- 交通事業者

### その他 活動組織

- 市民—体験・交流等の活動に関わる NPO 等
- 事業者—店舗経営者(飲食店・販売店等)、農業・漁業等の事業者
- 行政—中部地方整備局、田原市

■ 道の駅伊良湖クリスタルポルト



■ 道の駅田原めつくんほうす



■ 道の駅あかばねロコステーション



■ 三河田原駅

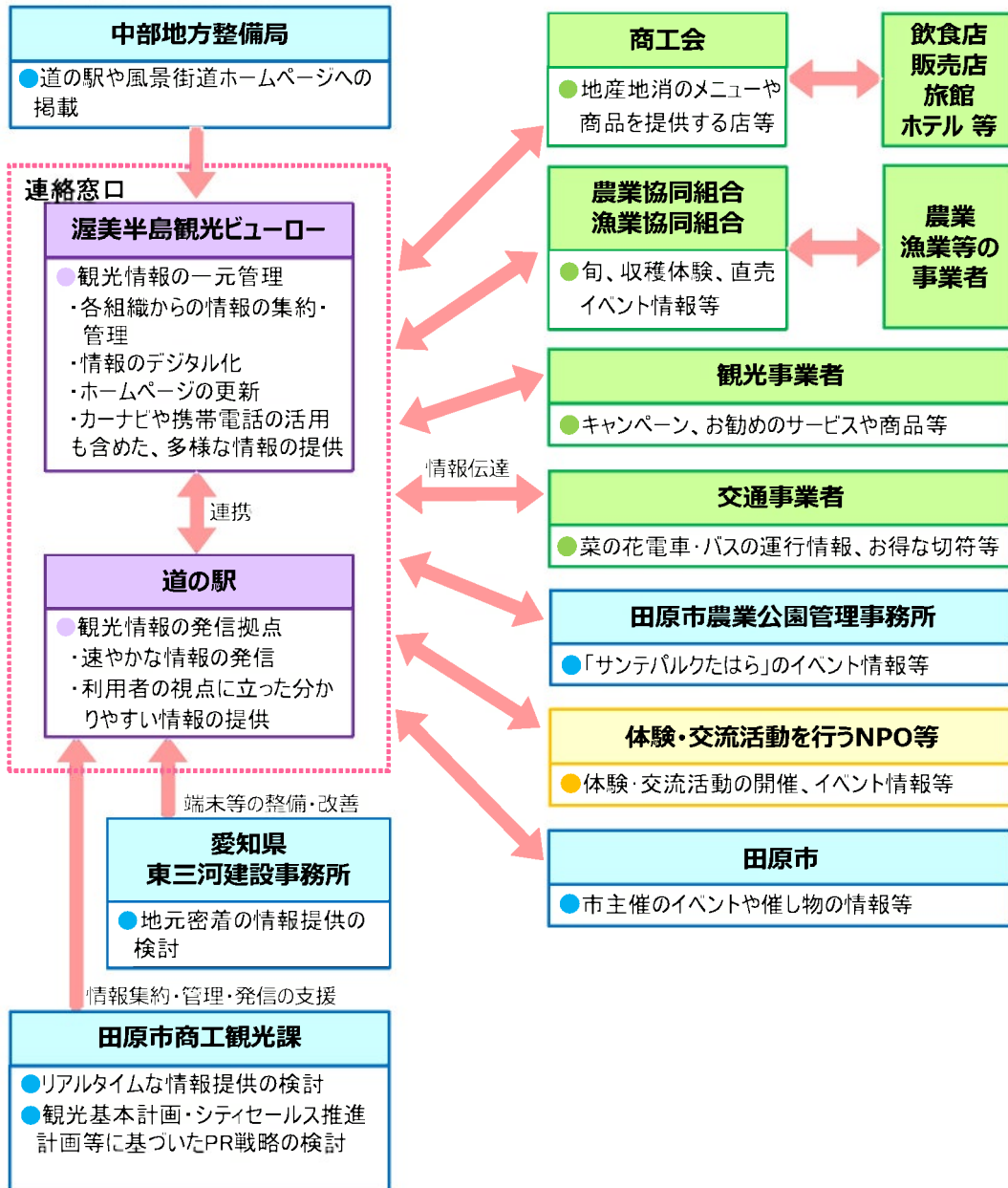


## 取組と手順

### 14 情報を集約・管理する窓口を決めて連絡体制を整え、“どのような情報をどこに伝えるか”という情報共有のルールと流れをつくって周知する。

●連絡窓口の運用周知

●情報の迅速な共有



#### 「伝える情報の例」

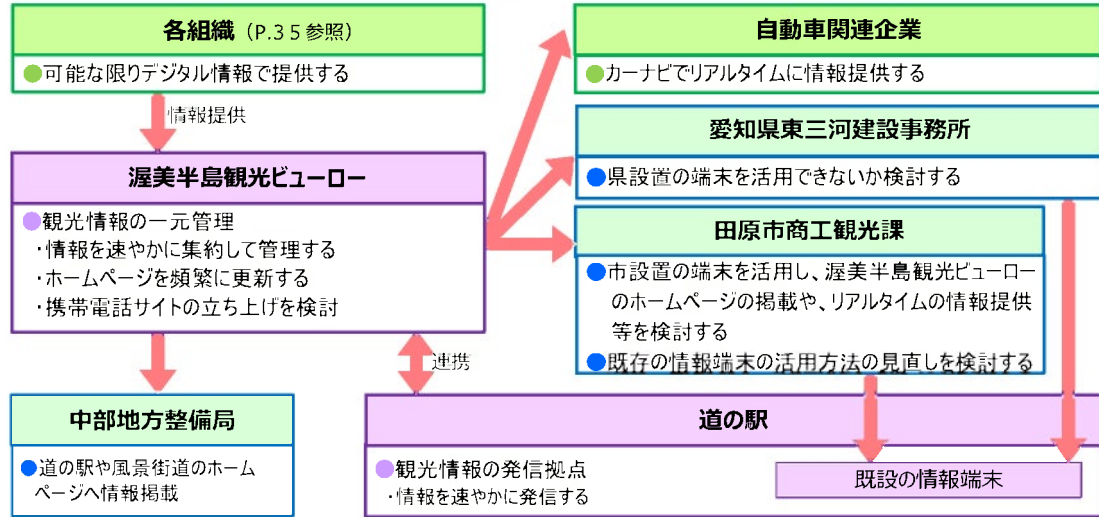
- イベント、催し物、祭り
- キャンペーン、お買い得、おすすめ商品
- 旬の産物・得られる場所、開花状況
- 休業日、サービス等の変更、交通情報

#### 「伝える手段別の相手先の例」

- Eメール …… 観光ビューローと道の駅の両方に送信
- FAX …… 観光ビューローと道の駅の両方に送信
- 電話 …… 観光ビューローに伝え、ビューローが道の駅に伝達
- パンフレット類 …… 観光ビューローと道の駅の両方に発送

15 既存の情報端末の有効活用を検討するとともに、地元密着の旬の情報を、渥美半島観光ビューローホームページ等電子媒体を活用して速やかに提供していく。

- 既存の情報端末の改善
- 情報のデジタル化の推進、組織間の速やかな情報共有
- 電子媒体を活用したリアルタイムの情報提供の推進



## 取組を促進するためのアイデア

- テーマ別、行程別に周遊ルートを提示する等、来訪者の視点で情報を提供する。
- 道の駅等の集客施設にパソコンを設置して、渥美半島観光ビューローのホームページを閲覧できるようにすることを検討する。
- 菜の花浪漫街道の独自のホームページの立ち上げを検討する。
- 美しい景色の写真をホームページから入手し、出典明記の上で活用できるようにすることを検討する。
- QRコードを活用して携帯電話への情報提供を検討する。
- 市民活動等に焦点を当てた情報発信で、“人”の魅力を発信する。
- SNS 等の多様なメディアを活用し、より効果的なPRを行う。
- スマートフォン等の新たな端末を活用した情報発信を行う。
- 道の駅等の情報提供装置を用いて、市民や来訪者に対して、災害時の情報や交通規制等の情報の提供を行う。

## 期待される効果

- 来訪者に情報が速やかに伝わり、観光振興につながる。
- 住民にも役に立つお買い得情報が伝わり、道の駅に住民も立寄るようになる。
- 災害時に迅速かつ効果的に情報を収集・管理・提供することができる。



# 1. 花・海・エコをPRする施設の導入

## 活動組織

中心となる活動組織	<ul style="list-style-type: none"><li>● 愛知県東三河建設事務所</li><li>● 田原市(維持管理課、街づくり推進課、緑花センター、総務課)</li><li>● コミュニティ協議会、地区自治会</li></ul>
その他活動組織	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市民—子ども会、保育園、こども園、学校、老人クラブ、NPO 等</li><li>● 事業者—鉄道事業者、その他すべての事業者(菜の花浪漫街道沿いで営む方を中心に)</li><li>● 行政—中部地方整備局</li></ul>

## 取組と手順

3 花壇の維持管理について、コミュニティ協議会や地区自治会等で話し合う。プランター等も活用して花を絶やさない沿道づくりに取り組む。

(P.16 参照)

8 「渥美半島菜の花浪漫街道」の看板や施設等への誘導看板を設置する。

(P.23 参照)

## 取組を促進するためのアイデア

- 景観を阻害しないよう配慮しつつ、道路周辺の施設に花や海のモチーフをあしらうことを検討する(歩道橋、花壇、街灯、サイン施設等)。
- 整備に対する地元の要望が強く、整備費が十分に確保できない場合は、市民からも出資を募って協力を呼びかける。
- 太陽光発電による施設・設備の設置を検討する(道路照明等)。
- ハングングバスケットや壁面緑化等多様な緑化方法の講座を開催する。
- 景観診断バスツアー等によって現地を確認し、どこでどのような施設を整備すればよいか話し合いを行う。
- 市民・地域・事業者・行政が連携して、自宅の前や事業所の前、地域の沿道等に自分たちで花植えを行う仕組みをつくる。

## 期待される効果

- 観光振興につながる。
- まち(菜の花浪漫街道沿道)が美しくなる。
- 菜の花浪漫街道に対する周知が促進される。
- 菜の花浪漫街道、エコガーデンロード等がPRされる。

## J. ビュースポットの整備

### 活動組織

中心となる活動組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 田原市(商工観光課、維持管理課、街づくり推進課)</li> <li>● 愛知県東三河建設事務所</li> </ul>
その他活動組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民</li> </ul>

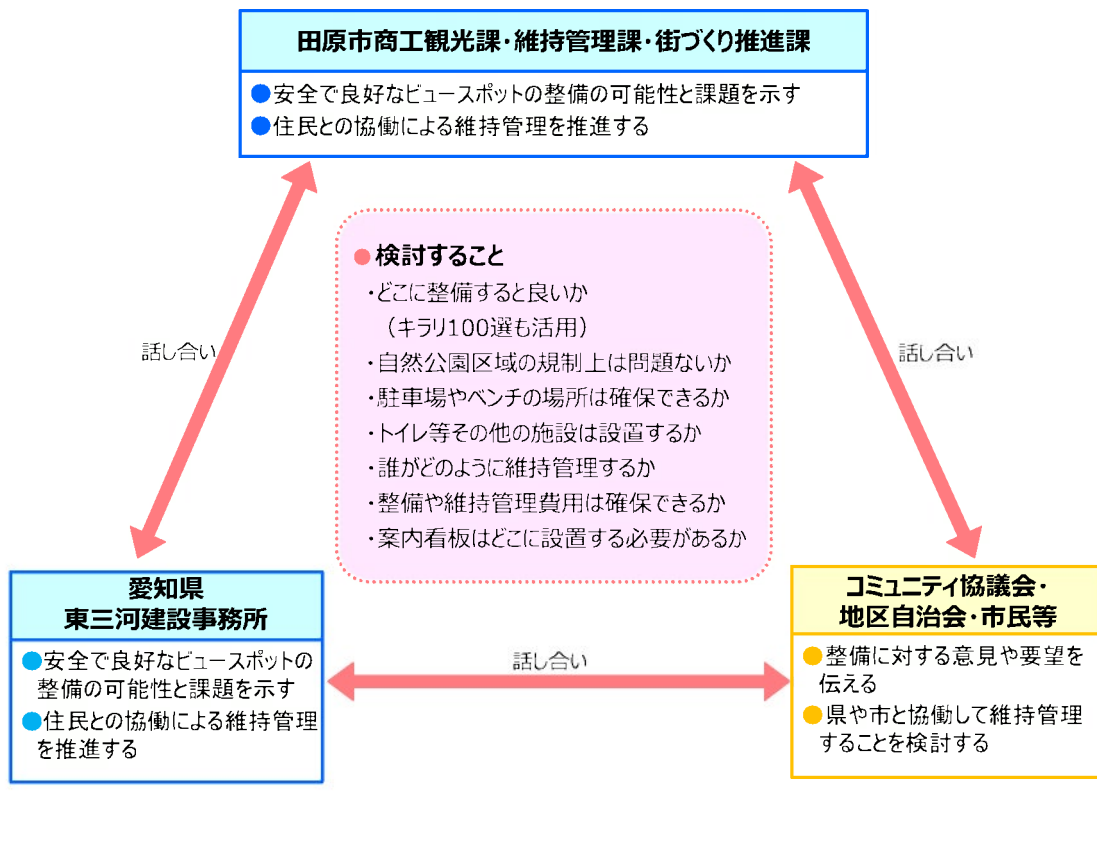
### 取組と手順

16 海の見えるビュースポットをどこに整備するとよいか検討し、どのように整備するかや維持管理方法等を地元と話し合う機会を設ける。

- 具体的な設置場所と方法の検討
- 地元住民との話し合い・整備

17 駐車スペースを確保し、海の見えるビュースポットを整備する。

- 設計・工事
- 供用・維持管理



## 取組を促進するためのアイデア

- 高い位置から海等を観賞できるよう展望塔を設置する。
- 海辺で安全に水に触れ合える親水空間の確保を検討する。
- 風景街道と併せて“シーニック・デッキ”として PR する。
- “ガイドブックに使われた写真の撮影場所”として PR する。
- 地図やパンフレット等にビュースポットを掲載する。
- 海への入り口となる交差点、駐停車できるビュースポット付近に案内看板を設置して誘導する。
- 視点場へのアクセス路や視点場の安全性を確保する。
- 景観診断バスツアー等によって現地を確認し、どこでどのようなビュースポットを整備すればよいか話し合いを行う。
- 市のランドマークであり、三河湾や太平洋が一望できる蔵王山展望台の整備を図る。

## 期待される効果

- 来訪者が増加し、観光振興につながる。
- 市民の日常の楽しみにも寄与する。

# K.

## “語り部”等の育成 住民との交流の促進

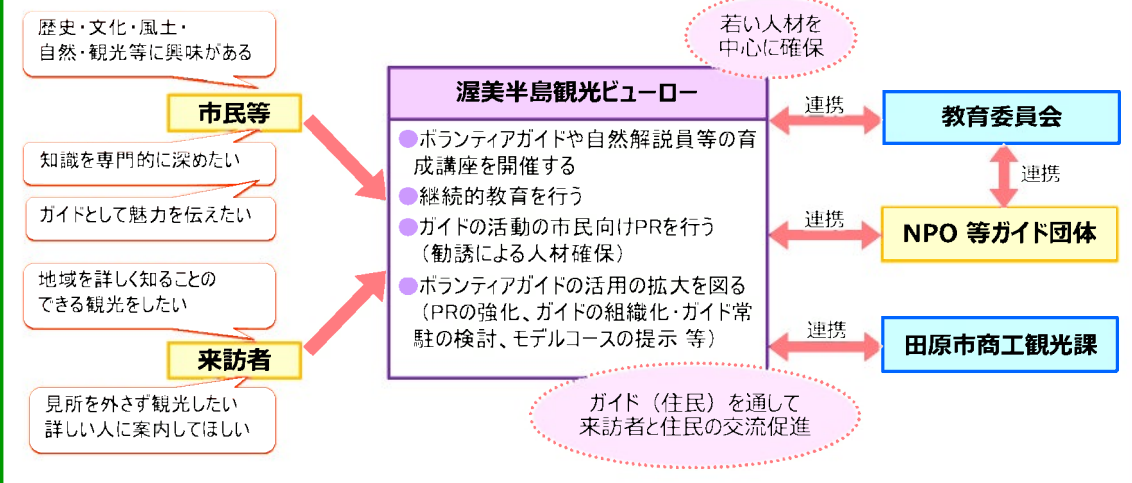
### 活動組織

中心となる活動組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 渥美半島観光ビューロー</li> <li>● 教育委員会</li> <li>● NPO、市民団体(自然や文化の解説の活動を行う組織や自然解説員)</li> </ul>
その他活動組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民</li> <li>● 行政—田原市(商工観光課)</li> </ul>

### 取組と手順

18 “語り部”等を育成するとともに、活用機会を増加させて、来訪者と住民との交流を促進する。

- “語り部”となる人材の確保・育成
- ガイドボランティアの活用 PR の強化、活用機会拡大策の検討



### 取組を促進するためのアイデア

- 地産地消のお店、地元住民の間で人気のスポット等、柔軟に幅広く案内が出来るようにする。
- 市民を対象として観光ガイドを行い、ガイドに興味をもってもらう。
- 具体的な活動内容や組織のあり方等について検討し、ガイドの組織化を図る。

### 期待される効果

- 地域の魅力がより深く伝わり、観光振興につながる。
- 来訪者とガイドをする住民と交流を深める機会となる。



## 第3章 プロジェクトを進めるために

---

### 第1節 アクションプランの周知

### 第2節 プロジェクトの管理と評価

- (1) アクションプラン（プロジェクト）の推進母体
- (2) 進捗管理
- (3) 工程計画

### 第3節 リーディング事業

## 第1節 アクションプランの周知

アクションプランに位置付けた取組は、全ての田原市民に関係するため、市民にアクションプランを周知し、目的と行動を共有してプロジェクトの実行を図る必要がある。

### ■アクションプランの周知方法

口頭	<ul style="list-style-type: none"><li>●コミュニティ協議会・地区自治会等での伝達</li><li>●市民が集まるイベントでの伝達</li></ul>
紙媒体	<ul style="list-style-type: none"><li>●市広報紙(広報たはら)への掲載</li><li>●回覧板等による概要版の各戸配布</li><li>●公共施設における概要版等の掲示、配布</li><li>●チラシやニュースレター、かわら版等の作成、配布</li><li>●市民が集まるイベントでの掲示、配布</li></ul>
電子媒体	<ul style="list-style-type: none"><li>●市ホームページ(菜の花浪漫街道ページ)への掲載</li><li>●風景街道中部地方協議会ホームページへの掲載</li><li>●渥美半島菜の花浪漫街道ブログの運用、発信</li><li>●SNS(フェイスブック・ツイッター・インスタグラムなど)を通じた情報の発信</li></ul>
マスメディア	<ul style="list-style-type: none"><li>●ケーブルテレビ(街角ネットたはら・田原ほっとらいん等)での放映</li><li>●テレビ・新聞・雑誌等への掲載(記者発表・資料発表等)</li></ul>

## 第2節 プロジェクトの管理と評価

### (1) アクションプラン（プロジェクト）の推進母体

菜の花浪漫街道の取組の推進組織である「渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議」が、プロジェクトの推進母体となる。

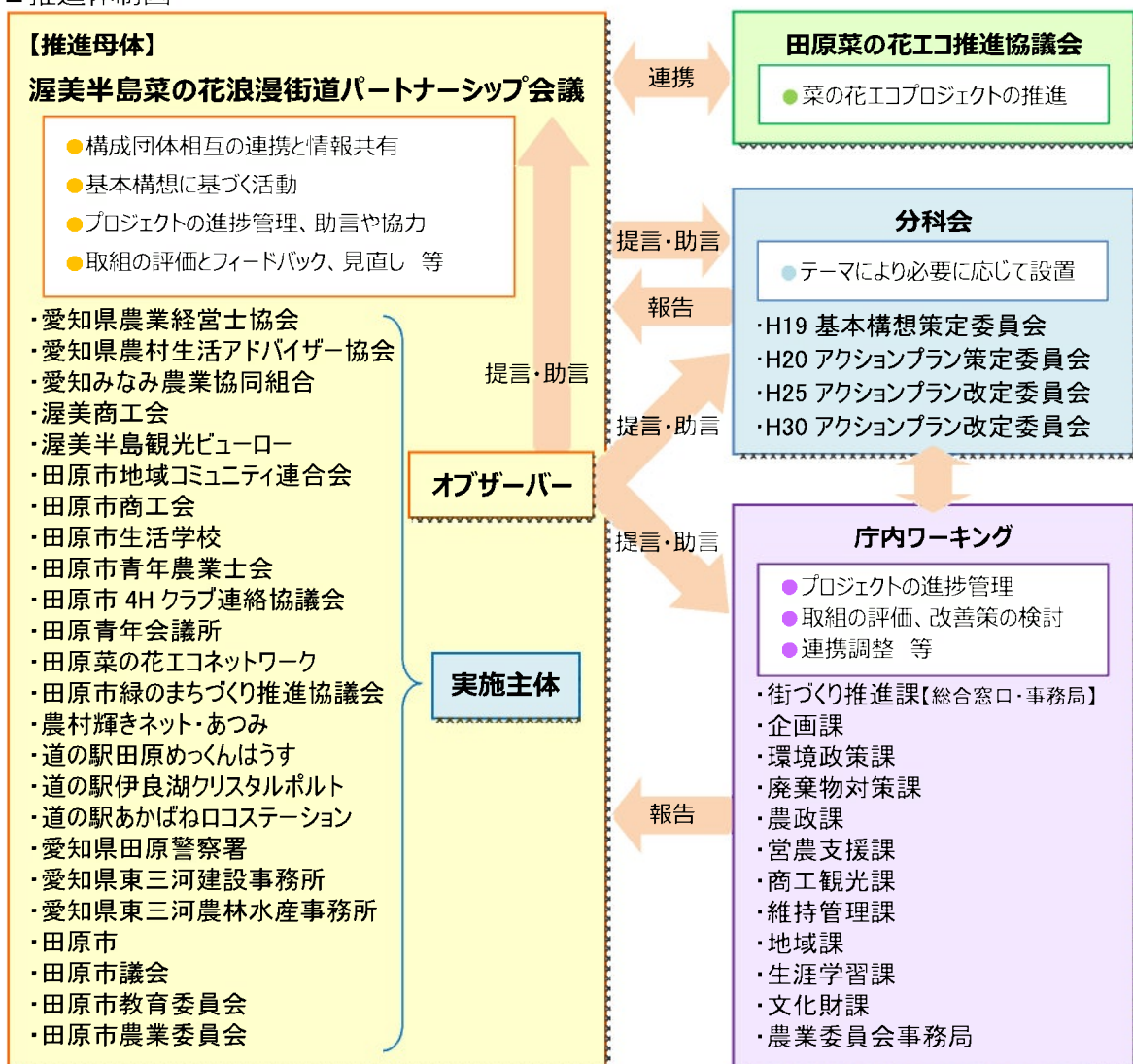
### (2) 進捗管理

プロジェクトとして行う18の取組ごとに「評価者」を設定し、進捗を管理する。

評価者は、取組を進めながら実施状況を把握・管理し、取組を評価して、実施手法の見直しなど改善策を検討する。さらに、市役所内に組織する「庁内ワーキング」において、実施状況・評価・改善について報告するとともに、関係組織との連携を図る。

評価者は次頁のとおりとする。

#### ■ 推進体制図



■各取組の評価者

取組		評価者
A.	1 菜の花浪漫街道の主軸である国道 42 号、259 号の沿道(特に交差点付近等、来訪者の目に付きやすい場所)で、来訪者も参加して遊休農地に菜の花を植え、PR する。	環境政策課
	2 農業委員会や地区等が農地の見回りと啓発を行い、道路上に農地からの土砂や農業残渣が放置されている場合は、農地の管理者に改善を働きかける。	農業委員会事務局
B.	3 花壇の維持管理について、コミュニティ協議会や地区自治会等で話し合い、幹線道路の沿道(特に国道 42 号、259 号等、来訪者の目に付きやすい場所)に花を植えて、市民等の手によって美しく保つ。	街づくり推進課
	4 緑や花に関する相談に応じる。	街づくり推進課
C.	5 美化に関する情報を管理する窓口を決めて、連絡体制を整え、活動前には必ず窓口連絡するようルールを決めて、市民に広く周知する。	維持管理課
	6 住民の代表者や道路管理者等が話し合い、“「だれが」「いつ」「どこを」草取り(清掃)するか”という情報を共有する。	維持管理課
	7 みんなが一斉に草取り(清掃)を行う日を決める。	廃棄物対策課
D.	8 「渥美半島菜の花浪漫街道」の看板や施設等への誘導看板を設置する。	街づくり推進課
E.	9 自転車道の草取り、清掃、花植え等を行う。	維持管理課
	10 自転車の利用を促進するとともに、レンタサイクル事業を充実させる。	環境政策課
F.	11 花・海・エコに加えて、環境・農業・食育・景観・郷土の歴史等に関する教育も含め、地域の特性を活かした教育の機会を増やし、郷土愛を育むことを目指す。	生涯学習課 文化財課
G.	12 地産地消・安心安全な食等の地域資源を活用し、農・漁・商・工業者が連携して、特産品の開発や体験型・滞在型プログラムの導入に取り組む。	商工観光課
	13 有望なマーケットをはじめ、それぞれに効果的なメディアを選択して重点的に PR する。	商工観光課
H.	14 情報を集約・管理する窓口を決めて連絡体制を整え、“どのような情報をどこに伝えるか”という情報共有のルールと流れをつくって周知する。	商工観光課
	15 既存の情報端末の有効活用を検討するとともに、地元密着の旬の情報を、観光ビューローホームページ等電子媒体を活用して速やかに提供していく。	商工観光課
I.	3 花壇の維持管理について、コミュニティ協議会や地区自治会等で話し合う。プランター等も活用して花を絶やさぬ沿道づくりに取り組む。	街づくり推進課
	8 「渥美半島菜の花浪漫街道」の看板や施設等への誘導看板を設置する。	街づくり推進課
J.	16 海の見えるビュースポットをどこに整備するとよいか検討し、どのように整備するかや維持管理方法を地元と話し合う機会を設ける。	商工観光課
	17 駐車スペースを確保し、海の見えるビュースポットを整備する。	商工観光課
K.	18 語り部等を育成するとともに、活用機会を増加させて、来訪者と住民との交流を促進する。	商工観光課



### (3) 工程計画

各取組の平成31年度から平成35年度における年度ごとの工程計画を示す。

#### ■道づくりプロジェクト・人づくりプロジェクトの工程計画

施策(A~F)		取組(1~11)						
■中心となる活動組織		工	H31	H32	H33	H34	H35	評価の観点
<b>A. 菜の花エコプロジェクトの推進・農地の管理と遊休農地の活用・住民との交流の促進</b>	■NPO法人 田原菜の花エコネットワーク ■農業委員会 ■田原市営農支援課 ■田原市環境政策課	<b>1 菜の花浪漫街道の主軸である国道42号、259号の沿道(特に交差点付近等、来訪者の目に付きやすい場所)で、来訪者も参加して遊休農地に菜の花を植え、PRする。</b>						
		菜の花エコプロジェクトの継続的な推進						■菜の花畑の面積は増大したか(交差点付近は増えたか)
		来訪者等の参加拡大方法の検討						■廃食用油の活用は進んでいるか
		農地バンクの登録・引渡しの推進						■市民や来訪者の活動への参加は増えたか
<b>B. 花壇の管理(幹線道路)・沿道花壇の花植えの推進</b>	■緑のまちづくり推進協議会 ■緑化推進委員会 ■田原市街づくり推進課 ■緑花センター ■コミュニティ協議会 ■地区自治会	<b>2 農業委員会や地区等が農地の見回りや啓発を行い、道路上に農地からの土砂や農業残渣が放置されている場合は、農地の管理者に改善を働きかける。</b>						
		見回りや啓発方法の具体的検討						■見回りは十分行われたか
		集点見回り箇所の特定						■土砂や農業残渣等の流出は減少したか
		見回りや啓発の強化						■農地の管理者への啓発は促進されているか
<b>C. 草取りの推進・清掃活動の推進・市民活動のネットワーク化</b>	■愛知県東三河建設事務所 ■田原市維持管理課 ■田原を美しくする会	<b>3 花壇の維持管理について、コミュニティ協議会や地区自治会等で話し合い、幹線道路の沿道(特に国道42号、259号等、来訪者の目に付きやすい場所)に花を植えて、市民等の手によって美しく保つ。</b>						
		コミュニティ協議会・地区自治会での話し合い						■花壇の維持管理について話し合いが行われたか
		新たな花壇の登録、既存花壇の活用、維持管理						■沿道花壇の花植えは促進されているか
		花壇への花の配布、維持管理の支援						■花壇の管理(雑草対策)は行き届いているか
<b>D. 案内看板の設置</b>	■田原市街づくり推進課	<b>4 緑や花に関する相談に応じる。</b>						
		相談を街づくり推進課で対応する						■相談内容に応えられたか
		<b>5 美化に関する情報を管理する窓口を決めて、連絡体制を整え、活動前には必ず窓口で連絡するようルールを決めて、市民に広く周知する。</b>						
		窓口と連絡体制の整備・周知						■連絡体制が整備・周知され、適切に運用されているか
<b>E. 自転車道の活用と整備</b>	■愛知県東三河建設事務所 ■田原市維持管理課 ■田原市環境政策課 ■田原市商工観光課 ■コミュニティ協議会 ■地区自治会	<b>6 住民の代表者や道路管理者等が話し合い、「だれが」「いつ」「どこを」草取り(清掃)するかという情報を共有する。</b>						
		話し合いの開催						■沿道の草取りや清掃に関する話し合いが行われたか
		情報共有の推進						■情報共有が行われたか
		時期や場所の偏りの解消						■管理が行き届かない時期や場所は減ったか
<b>F. 花・海・エコに関する教育の充実</b>	■教育委員会 ■田原市環境政策課、農政課、 営農支援課、街づくり推進課 ■緑のまちづくり推進協議会 ■緑化推進委員会 ■NPO、保育園、こども園、学校	<b>7 みんなが一斉に草取り(清掃)を行う日を決める。</b>						
		一斉活動の周知						■一斉に活動する日が周知されているか
		一斉活動の実施						■一斉に活動する日が実施されたか
		<b>8 「麗美半島菜の花浪漫街道」の看板や施設等への誘導看板を設置する。</b>						
<b>F. 花・海・エコに関する教育の充実</b>	■教育委員会 ■田原市環境政策課、農政課、 営農支援課、街づくり推進課 ■緑のまちづくり推進協議会 ■緑化推進委員会 ■NPO、保育園、こども園、学校	<b>9 自転車道の草取り、清掃、花植え等を行う。</b>						
		自転車道の管理状況の把握						■自転車道の草取り、清掃、花植えを行う組織が明確になったか
		維持管理における時期や場所の偏りの解消						■連携して行われたか
		<b>10 自転車の利用を促進するとともに、レンタサイクル事業を充実させる。</b>						
<b>F. 花・海・エコに関する教育の充実</b>	■教育委員会 ■田原市環境政策課、農政課、 営農支援課、街づくり推進課 ■緑のまちづくり推進協議会 ■緑化推進委員会 ■NPO、保育園、こども園、学校	<b>11 花・海・エコに加えて、環境・農業・食育・景観・郷土の歴史等に関する教育も含め、地域の特性を活かした教育の機会を増やし、郷土愛を育むことを目指す。</b>						
		教育機会の増加						■生涯学習機会の増加等充実が図られ、参加者が増加したか
		教育の継続・充実						■地域特性を活かした教育が行われているか

## ■郷づくりプロジェクト・人づくりプロジェクトの工程計画

施策(G.~K.)		取組(12~18)					評価の視点	
■中心となる活動組織		工	程	H31	H32	H33		H34
<b>G. 花・海・エコに関するイベントや商品の提供・既存資源の活用と新しい旅行形態の導入・住民との交流の促進</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>■渥美半島観光ビューロー</li> <li>■商工会</li> <li>■観光事業者</li> <li>■農業協同組合</li> <li>■漁業協同組合</li> <li>■道の駅</li> </ul>	<b>12 地産地消・安心安全な食等の地域資源を活用し、農・漁・商・工業者が連携して、特産品の開発や体験型・滞在型プログラムの導入に取り組む。</b>							
	農産物が連携した開発体制の構築、地域資源の掘り起こし							■イベント来訪者が増加したか
	商品やメニュー等の開発							■各組織が連携して、地産地消の品が開発され、販売されたか
	商品やメニュー等の普及							■エコツーリズムをはじめ、新たな体験型・滞在型プログラムが導入され、利用されたか
	<b>13 将来有望なマーケット(団塊世代・女性グループ・高齢者夫婦等)をはじめ、それぞれに効果的なメディアを選択して重点的にPRする。</b>							
	メディアの活用等効果的なPR活動の推進							■有望なマーケットへ重点的にPRが行われたか
								■観光入込客数が増加したか
<b>H. 道の駅を核とした情報の発信・情報の集約とタイムリーな発信・市民活動のネットワーク化</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>■渥美半島観光ビューロー</li> <li>■道の駅</li> <li>■愛知県東三河建設事務所</li> <li>■田原市商工観光課</li> <li>■商工会</li> <li>■農業協同組合</li> <li>■漁業協同組合</li> <li>■観光事業者</li> <li>■交通事業者</li> </ul>	<b>14 情報を集約・管理する窓口を決めて連絡体制を整え、“どのような情報をどこに伝えるか”という情報共有のルールと流れをつくって周知する。</b>							
	連絡窓口の運用周知							■連絡体制が周知され、適切に運用されているか
	情報の迅速な共有							■情報の集約と管理が進み、多様な情報が提供できているか
	<b>15 既存の情報端末の有効活用を検討するとともに、地元密着の旬の情報を、観光ビューローホームページ等電子媒体を活用して速やかに提供していく。</b>							
	既存の情報端末の改善							■組織間で電子媒体による情報共有が進んでいるか
	情報のデジタル化の推進、組織間の速やかな情報共有							■情報が速やかにデジタル化され、旬な情報等一時的なものも外部へ発信されているか
	電子媒体を活用したリアルタイムの情報提供の推進							
<b>I. 花・海・エコをPRする施設の導入</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>■愛知県東三河建設事務所</li> <li>■田原市維持管理課</li> <li>■田原市街づくり推進課</li> <li>■緑花センター</li> <li>■田原市総務課</li> <li>■コミュニティ協議会</li> <li>■地区自治会</li> </ul>	<b>3 花壇の維持管理について、コミュニティ協議会や地区自治会等で話し合う。プランター等も活用して花を絶やさない沿道づくりに取り組む。</b>							
	コミュニティ協議会・地区自治会での話し合い							■地域で花壇整備場所や方法、維持管理について話し合いが行われたか
	新たな沿道花壇の登録、維持管理							■花壇の維持管理がなされているか
	花壇への花の配布、維持管理の支援							
	<b>8 「渥美半島菜の花浪漫街道」の看板や施設等への誘導看板を設置する。</b>							
	看板の集約・統一							■看板の設置箇所・方法等の検討が行われたか
	具体的な設置場所と方法の検討・設置							■看板が設置されたか
<b>J. ビュースポットの整備</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>■田原市商工観光課</li> <li>■田原市維持管理課</li> <li>■田原市街づくり推進課</li> <li>■愛知県東三河建設事務所</li> </ul>	<b>16 海の見えるビュースポットをどこに整備するとよいか検討し、どのように整備するかや維持管理方法等を地元と話し合う機会を設ける。</b>							
	具体的な設置場所と方法の検討							■ビュースポットの整備に向けて検討が行われたか
	地元住民との話し合い・整備							■地域住民を含めて整備や維持管理の話し合いが行われたか
	<b>17 駐車スペースを確保し、海の見えるビュースポットを整備する。</b>							
	設計・工事							■安全な駐車スペースのあるビュースポットの整備に向けて、事業を具体化するための検討を行い、整備を目指したか
	供用・維持管理							
<b>K. “語り部”等の育成・住民との交流の促進</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>■渥美半島観光ビューロー</li> <li>■教育委員会</li> <li>■NPO、市民団体</li> </ul>	<b>18 語り部等を育成するとともに、活用機会を増加させて、来訪者と住民との交流を促進する。</b>							
	“語り部”となる人材の確保・育成							■ガイド等が育成されているか
	ガイドボランティアの活用PRの強化、活用機会拡大等の検討							■ガイド等の活用機会が増加し、来訪者と住民の交流が促進されているか

## 第3節 リーディング事業

前述した18の取組のなかでも、市内で事業として具体的に活動している先進事例を、「リーディング事業」とする。これらをモデルケースとして、市内の他組織や他地域へ拡大・普及を図る。

### 菜の花エコプロジェクトのネットワークづくり

〔関連施策〕 A.菜の花エコプロジェクトの推進・農地の管理と遊休農地の活用・住民との交流の促進  
F.花・海・エコに関する教育の充実

#### ■特定非営利活動法人田原菜の花エコネットワーク

遊休農地や沿道への菜の花等の作付け、菜種油の販売、環境学習やイベントでの啓発に取り組み、菜の花エコプロジェクト推進の中核を担っている。環境学習は市内の保育園・こども園、小中学校で行われており、子どもたちは、菜種の種まきや刈取り、搾油等の体験を通して資源循環について学ぶ。



### 菜の花やラベンダーの作付けを通じた地域貢献活動

〔関連施策〕 A.菜の花エコプロジェクトの推進・農地の管理と遊休農地の活用・住民との交流の促進

#### ■トヨタ自動車株式会社 田原工場

沿道の工場敷地内において、全長約800m、総面積1haにわたって菜の花の作付けを行い12月から見ごろを迎える。平成29年度は、市内の中学校生徒とラベンダーの苗を植栽するなど1年を通じて地域の方や来訪者に楽しんでもらえる場所を目指した活動をしている。



### 景観美化を通じた地域貢献活動

〔関連施策〕 A.菜の花エコプロジェクトの推進・農地の管理と遊休農地の活用・住民との交流の促進

#### ■アイシン・エイ・ダブリュ株式会社 田原工場

平成22年から「田原菜の花エコプロジェクト」を開始し、NPO法人田原菜の花エコネットワーク等と協力しながら田原工場前の道路緑地帯約4千㎡で菜の花やヒマワリを育成して地域の景観形成に取り組んでいる。





## 地域による自主的な花壇整備

〔関連施策〕B.花壇の管理(幹線道路)・沿道花壇の花植えの推進

### ■堀切地区ボランティアの会

堀切地区内の花壇管理や空き缶拾いなど環境美化活動を行っている。現在13名の会員が生きがいや健康づくり、また地域貢献等を目的に、仲間と交流を図りながら取り組んでいる。



## 地域による自主的な清掃活動

〔関連施策〕C.草取りの推進・清掃活動の推進・市民活動のネットワーク化

### ■清田・福江校区クリーンアップ隊

清田・福江校区の約40名の有志からなる清田・福江校区クリーンアップ隊。「自分たちのまちは、自分たちできれいにしたい」、「おもてなしの心でみなさんをお迎えしたい」との思いから結成され、月1回程度、地元の国道259号沿いの清掃活動を行っている。



## 景観まちづくり活動

〔関連施策〕F.花・海・エコに関する教育の充実

### ■清田・福江校区まちづくり推進協議会

小学校・中学校の総合学習と連携し「福江\*つるし飾りロード」を福江地区において実施している。免々田川沿いから続く福江地区(清田・福江校区)の店舗や民家の軒先などに、子どもたちが手作りしたつるし飾りや一輪挿し、のれんなどを飾り、賑わいを創出している。



## 地域の特性を活かした教育

〔関連施策〕F.花・海・エコに関する教育の充実

### ■愛知みなみ農業協同組合

田原市で栽培されている花の紹介や、フラワーアレンジ体験を行う花育教室を市内小学校で開催している。子どもたちは地元の花や季節の花を知ること、花を楽しむ飾りたいと思う感性を養うとともに、自分たちの住む地域を知り、農業に対する理解を深めている。





## 地域資源を活かした観光プログラム

[関連施策] G.花・海・エコに関するイベントや商品の提供・既存資源の活用と新しい旅行形態の導入・住民との交流の促進

### ■どんぶり街道 どん井おいでん委員会

地元食材を使ったどんぶり地産地消を目指す「渥美半島どんぶり街道」の企画・運営を行っている。市内28店舗(平成31年2月末現在)の飲食店でスタンプラリーが行われ、地産地消による地域活性化や観光振興に貢献している。



## 地域資源を活かした観光プログラム

[関連施策] G.花・海・エコに関するイベントや商品の提供・既存資源の活用と新しい旅行形態の導入・住民との交流の促進

### ■たはら巡り～な実行委員会

渥美半島のここでしか体験できない「農業・花」「自然」など4つをテーマにしたプログラムを体験することができる。電照菊ナイトツアーやサーフィン、親子食育など、巡って楽しむ多彩なプログラムとなっており、体験を通じて渥美半島の地域ファンの獲得を目指している。



## “語り部”的人材の活用

[関連施策] K.“語り部”等の育成・住民との交流の促進

### ■ふるさとボランティアガイド「たはらの風」

城下町である田原市街地の「町並み」「史跡」「自然」「歴史」等を歩いて案内するボランティア活動を行っている。

また、来訪者に田原の魅力を伝えるため、勉強会等で知識を深めている。



# 資料編

---

## 第1節 第3次アクションプランの策定経過

- (1) 策定の目的
- (2) 策定体制と策定までの流れ
- (3) 渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議
- (4) 渥美半島菜の花浪漫街道アクションプラン策定委員会

## 第2節 第1次、第2次アクションプランの実施評価

## 第3節 参考資料

- (1) 日本風景街道とは
- (2) 渥美半島菜の花浪漫街道基本構想（抜粋）

# 第1節 第3次アクションプランの策定経過

## (1) 策定の目的

渥美半島菜の花浪漫街道基本構想の施策を着実かつ早期に実行するため、短期の具体的な行動計画（アクションプラン）を策定している。

第1次アクションプラン（平成21年3月策定）、第2次アクションプラン（平成26年3月策定）は、計画期間が平成21年度から平成25年度、平成26年度から平成30年度のそれぞれ5年間となっているため、第3次アクションプラン（平成31年3月策定）では、計画期間を平成31年度から平成35年度までの5年間とし、社会動向やこれまでの実施評価の反映を行った。

## (2) 策定体制と策定までの流れ

渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議の分科会として、「渥美半島菜の花浪漫街道アクションプラン改定委員会」を設置し、改定委員会の構成委員は、パートナーシップ会議構成団体から選任された。

改定委員会において計画案を協議作成し、パートナーシップ会議での承認をもって、「渥美半島菜の花浪漫街道第3次アクションプラン」を策定した。

### ■ 第3次アクションプラン策定までの検討経過

年月	パートナーシップ会議	アクションプラン 改定委員会
平成30年5月	● 第1回 (改定委員会設置承認)	
平成30年6月		
平成30年7月		
平成30年8月		● 第1回 庁内調査
平成30年9月		庁内調査
平成30年10月		● 第2回
平成30年11月		
平成30年12月		● 第3回
平成31年1月		
平成31年2月		
平成31年3月	● 第2回 (改定案承認)	

### (3) 渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議

#### ■渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議設置要綱

##### (目的)

第1条 渥美半島菜の花浪漫街道(以下「菜の花浪漫街道」という。)は、環伊勢湾地域における主要幹線としての道の機能や役割を再認識し、道を舞台に三河湾、太平洋などに囲まれた渥美半島の魅力や美しさを発見、創出するとともに、市民、事業者、行政などが協働して、景観、自然、歴史、文化、産業、エコエネルギー等の地域資源を活かした原風景を創成する運動を促し、地域の活性化及び観光振興に寄与することを目的とする。

##### (設置)

第2条 菜の花浪漫街道の事業活動を効果的に推進する組織として「渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議(以下「パートナーシップ会議」という。)を設置する。

##### (定義)

第3条 「風景街道」とは、郷土愛を育み、日本列島の魅力・美しさを発見、創出するとともに、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創生する運動を推進し、地域活性化、観光振興、美しい国土の形成を目指すものをいう。

2 「地域資源」とは、景観、自然、歴史、文化、体験、再生可能エネルギー施設等をいう。

3 「活動団体等」とは、田原市内において渥美半島の地域資源の保全や改善等に資する活動を行う団体及び個人をいう。

##### (風景街道の名称及びエリア)

第4条 田原市内に位置する国道42号、国道259号及びパートナーシップ会議で承認された道路を総称して「渥美半島菜の花浪漫街道」と称し、エリアは「田原市全域」とする。

##### (活動内容)

第5条 パートナーシップ会議は、菜の花浪漫街道に関して風景街道の目的を達成するため、次に掲げる活動を主として行う。

- (1) 基本構想、活動方針及び実施計画に関すること。
- (2) 菜の花や景観作物等による沿道や周辺地域、道路が一带となった美しい花街道風景の創出・拡大運動に関すること。
- (3) 美しく快適な道路空間の形成に関すること。
- (4) 地域活性化や観光振興などへの寄与に関すること。
- (5) 道を舞台とした様々な主体のコミュニケーション、協働に関すること。
- (6) パートナーシップ会議構成団体間の連携及び情報の共有化に関すること。
- (7) その他、会長が必要と認めた事項に関すること。

##### (組織)

第6条 パートナーシップ会議は、会の目的に賛同する市民、事業者、行政、道路管理者等で構成する。

2 パートナーシップ会議は、必要に応じて分科会及び田原市役所庁内ワーキング組織を置くことができる。

##### (登録)

第7条 会の目的に賛同する団体、個人等は活動団体等としてパートナーシップ会議に登録する。



- 2 特定の政治的及び宗教的信条に基づく活動を行う団体並びに暴力団その他の反社会的活動を行う団体その他会長が不相当と認めたものは、登録できないものとする。

(役員)

第8条 パートナーシップ会議に会長、副会長を置く。

- 2 会長は田原市長とする。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代理する。

(会議)

第9条 パートナーシップ会議は、必要に応じ会長が招集し、開催する。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数の同意により決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要に応じ、会議にパートナーシップ会議以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第10条 パートナーシップ会議の事務局は、田原市役所都市整備部街づくり推進課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

■渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議委員名簿（H31.3.7現在）

	氏名	所属・職名
会長	山下 政良	田原市(行政・道路管理者) 市長
副会長	阿部 慎一	渥美半島観光ビューロー 副会長
委員	大竹 正章	田原市議会 議長
委員	花井 隆	田原市教育委員会 教育長
委員	川上 晃一郎	愛知県東三河建設事務所(道路管理者) 所長
委員	山崎 一郎	愛知県東三河農林水産事務所田原農業改良普及課 課長
委員	金原 明善	愛知県田原警察署 署長
委員	河合 義明	田原市農業委員会 会長
委員	柴田 陽助	特定非営利活動法人田原菜の花エコネットワーク 理事長
委員	玉越 宏利	田原市地域コミュニティ連合会 副会長
委員	河合 利則	田原市商工会 会長
委員	森下 直樹	渥美商工会 会長
委員	山崎 隆三	一般社団法人田原青年会議所 理事長
委員	高瀬 与志彦	愛知みなみ農業協同組合 代表理事組合長
委員	杉原 敏元	愛知県農業経営士協会東三河支部田原分会 分会長
委員	鈴木 健市	田原市青年農業士会 会長
委員	岡本 涼太	田原市4Hクラブ連絡協議会 会長
委員	佐藤 真知子	愛知県農村生活アドバイザー協会田原支部 会長
委員	福井 佐和子	農村輝きネット・あつみ 会長
委員	本多 ちえ子	田原市生活学校 運営委員長
委員	長神 利行	道の駅田原めっくんはうす 駅長
委員	間瀬 公博	道の駅伊良湖クリスタルボルト 駅長
委員	鈴木 雅貴	道の駅あかばねロコステーション 駅長
委員	牛田 久美夫	緑のまちづくり推進協議会 副会長
オブザーバー	牛居 恒太	国土交通省中部地方整備局名四国道事務所 所長

■ 渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議開催経過

回	開催年月日	開催内容
第1回	平成30年5月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 渥美半島菜の花浪漫街道について</li> <li>● 日本風景街道について</li> <li>● 平成29年度事業実績について</li> <li>● 平成30年度事業計画(案)について</li> <li>● 菜の花浪漫街道アクションプランの改定(案)について</li> <li>● NPO・企業・市民団体における取組状況について</li> <li>● 渥美半島菜の花浪漫街道ブログ♪について</li> </ul>
第2回	平成31年3月7日	● アクションプラン計画案の承認について

(4) 渥美半島菜の花浪漫街道アクションプラン改定委員会

■ 渥美半島菜の花浪漫街道アクションプラン改定委員会委員名簿

	氏名	所属・職名
会長	玉越 宏利	田原市地域コミュニティ連合会 副会長
副会長	柴田 陽助	特定非営利活動法人田原菜の花エコネットワーク 理事長
委員	小久保 伸也	田原市商工会 事務局長
委員	森下 近生	渥美商工会 事務局長
委員	阿部 慎一	渥美半島観光ビューロー 副会長
委員	長神 利行	道の駅田原めっくんはうす 駅長
委員	牛田 久美夫	田原市緑のまちづくり推進協議会 副会長

■渥美半島菜の花浪漫街道アクションプラン策定委員会開催経過

回	開催年月日	開催内容
第1回	平成30年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 役員の選任について</li> <li>● 渥美半島菜の花浪漫街道(基本構想、アクションプラン)について</li> <li>● アクションプランの改定について(案)</li> <li>● 現行計画の評価について</li> </ul>
第2回	平成30年10月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施策取組体系等について</li> <li>● 各プロジェクトについて</li> </ul>
第3回	平成30年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 推進体制、管理・評価について</li> <li>● 計画案の確認について</li> </ul>



## 第2節

## 第1次、第2次アクションプランの実施評価

施策【11 事業】	取組【18 事業】	工程	評価の視点	H21-H25 取組評価	H26-H30 取組評価
A 菜の花エコプロジェクトの推進 農地の管理と遊休農地の活用 住民との交流の促進	1 菜の花浪漫街道の主軸である国道42号、259号の沿道（特に交差点付近等、来訪者の目につきやすい場所）で、来訪者も参加して遊休農地に菜の花を植え、PRする。	菜の花エコプロジェクトの継続的な推進	■菜の花畑の面積は増大したか（交差点付近は増えたか）	◎	○
		来訪者等の参加拡大方法の検討	■廃食用油の活用は進んでいるか	△	○
		農地バンクの登録・引渡しの推進	■市民や来訪者の活動への参加は増えたか	○	○
	2 農業委員会や地区等が農地の見回りや啓発を行い、道路上に農地からの土砂や農業残渣が放置されている場合は、農地の管理者に改善を働きかける。	見回りや啓発方法の具体的検討	■見回りは十分行われたか	○	○
		重点見回り箇所の特定	■土砂や農業残渣等の流出は減少したか	△	○
B 沿道花壇の整備 民有地の花植えの推進	3 新たな花壇の整備や維持管理について、校区コミュニティ協議会や地区自治会等で話し合い、幹線道路の沿道（特に国道42号、259号の交差点付近等、来訪者の目につきやすい場所）に花を植えて、市民等の手によって美しく保つ。	校区コミュニティ協議会・地区自治会で話し合い	■沿道花壇や奨励花壇は増えたか（交差点付近は増えたか）	○	△
		新たな花壇の整備、既存花壇の活用、維持管理	■民有地の花植えは促進されているか（沿道は増えたか）	◎	○
		花壇への花の給付、維持管理の支援	■花壇の管理は行き届いているか	△	◎
	4 緑や花に関する相談窓口を開設する。	相談窓口の開設について検討	■窓口が開設されたか	×	△
		相談窓口の運用	■窓口は利用されているか ■市民のニーズに応えられたか	△	△
C 草取りの推進 清掃活動の推進 市民活動のネットワーク化	5 美化に関する情報を管理する窓口を決めて、連絡体制を整え、活動前には必ず窓口へ連絡するようルールを決めて、市民に広く周知する。	窓口と連絡体制の整備・周知	■連絡体制が整備・周知され、適切に運用されているか	×	○
		ルールの運用	■沿道の雑草やごみは減ったか	○	△
		活動日の掲示等、情報共有の促進	■連絡が不十分で、作業の重複やトラブルが発生していないか	△	○
	6 住民の代表者や道路管理者等が話し合い、「だれが」「いつ」「どこを」草取り（清掃）するか」という情報を共有する。	話し合いの開催	■沿道の草取りや清掃に関する話し合いが行われたか	×	△
		情報共有の推進	■情報共有が行われたか	△	
	7 みんなが一斉に草取り（清掃）を行う日を決める。	時期や場所の偏りの解消	■管理が行き届かない時期や場所は減ったか	×	○
一斉活動の周知		■一斉に活動する日が周知されているか	○		
D 案内看板の設置	8 「匠美半島菜の花浪漫街道」の看板や施設等への誘導看板を設置する。	看板の集約・統一	■看板の設置場所・方法等の検討が行われたか	△	△
		具体的な設置場所と方法の検討・設置	■看板が設置されたか	×	△
E 自転車道の活用と整備	9 自転車道の草取り、清掃、花植え等を行う。	自転車道の管理状況の把握	■自転車道の草取り、清掃、花植えを行う組織が明確になったか	×	○
		維持管理における時期や場所の偏りの解消	■連携して行われたか	×	△
	10 自転車の利用を促進するとともに、レンタサイクル事業を充実させる。	レンタサイクルシステムの改善検討	■レンタサイクル利用者が増加したか	○	○
F 花・海・エコに関する教育の充実	11 花・海・エコに加えて、環境・農業・食育・泉鏡・郷土の歴史等に関する教育も含め、地域の特性を活かした教育の機会を増やし、郷土愛を育むことを目指す。	教育機会の増加	■生涯学習機会の増加等充実が図られ、参加者が増加したか	○	○
		教育の継続・充実	■地域特性を活かした教育が行われているか	◎	○

施策【11 事業】	取組【18 事業】	工程	評価の視点	H21-H25 取組評価	H26-H30 取組評価
G 花・海・エコに関するイベントや商品の提供・既存資源の活用と新しい旅行形態の導入・住民との交流の促進	12 地産地消・安心安全な食等の地域資源を活用し、農・漁・商・工業者が連携して、特産品の開発や体験型・滞在型プログラムの導入に取り組む。	農商工が連携した開発体制の構築、地域資源の掘り起こし	■ イベント来訪者が増加したか	○	○
		商品やメニュー等の開発	■ 各組織が連携して地産地消の商品が開発され、販売されたか	○	○
		商品やメニュー等の普及			
	エコツーリズムの実施	■ エコツーリズムをはじめ、新たな体験型・滞在型プログラムが導入され、利用されたか	○	○	
H 道の駅を核とした情報の発信・情報の集約とタイムリーな発信・市民活動のネットワーク化	14 情報を集約・管理する窓口を決めて連絡体制を整え、“どのような情報をどこに伝えるか”という情報共有のルールと流れをつかって周知する。	連絡窓口の運用周知	■ 連絡体制が周知され、適切に運用されているか	△	○
		情報の迅速な共有	■ 情報の集約と管理が進み、多様な情報が提供できているか	○	○
	15 既存の情報端末の有効活用を検討するとともに、地元密着の旬の情報を、観光ビューローホームページ等電子媒体を活用して速やかに提供していく。	既存の情報端末の改善	■ 組織間で電子媒体による情報共有が進んでいるか	○	○
		情報のデジタル化の推進、組織間の速やかな情報共有 電子媒体を活用したリアルタイムの情報提供の推進	■ 情報が速やかにデジタル化され、旬な情報等一時的なものも外部へ発信されているか	○	○
I 花・海・エコを PR する施設の導入	3 新たな花壇の整備や維持管理について、校区コミュニティ協議会や地区自治会等で話し合う。プランター等も活用して花を絶やさない沿道づくりに取り組む。 【再掲】	校区コミュニティ協議会・地区自治会での話し合い	■ 地域で新たな花壇整備場所や方法、維持管理について話し合いが行われたか	○	△
		新たな花壇の整備、維持管理			
	8 「源美半島菜の花浪漫街道」の看板や施設等への誘導看板を設置する。 【再掲】	花壇への花の給付、維持管理の支援	■ 花壇の維持管理がなされているか	○	—
		看板の集約・統一	■ 看板の設置箇所・方法等の検討が行われたか	△	△
J ビュースポットの整備	16 海の見えるビュースポットをどこに整備するとか検討し、どのように整備するかや維持管理方法等を地元と話し合う機会を設ける。	具体的な設置場所と方法の検討	■ ビュースポットの整備に向けて検討が行われたか	△	○
		地元住民との話し合い・整備	■ 地域住民を含めて整備や維持管理の話し合いが行われたか	○	○
	17 駐車スペースを確保し、海の見えるビュースポットを整備する。	設計・工事 供用・維持管理	■ 安全な駐車スペースのあるビュースポットの整備に向けて、事業を具体化するための検討を行い、整備を目標としたか	○	○
K “語り部”等の育成・住民との交流の促進	18 “語り部”等を育成するとともに、活用機会を増加させて、来訪者と住民との交流を促進する。	“語り部”となる人材の確保・育成	■ ガイド等が育成されているか	○	○
		ガイドボランティアの活用 PR の強化、活用機会拡大策の検討	■ ガイド等の活用機会が増加し、来訪者と住民の交流が促進されているか	×	○

## 第3節 参考資料

### (1) 日本風景街道とは

#### 目的

日本風景街道は、郷土愛を育み、日本列島の魅力・美しさを発見、創出するとともに、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創成する運動を促し、以って、地域活性化、観光振興に寄与し、これにより、国土文化の再興の一助となることを目的とする。

#### ■ロゴマーク



#### 運動方針

##### ●方針1 『全国に運動を広げること』

多くの地域が日本風景街道に参画し、全国各地に美しい風景を広げるとともに地域コミュニティの再生を目指す運動

##### ●方針2 『多様性を確保すること』

景観、自然、歴史、文化等の地域の資源を活かし、多様な風景の形成を目指す運動

##### ●方針3 『さらなる質の向上を図ること』

個性ある地域資源に磨きをかけ、そこに暮らす人々が誇りを持ち、訪れる人を魅了する、世界に対して発信できるような質の高い風景の形成を目指す運動

##### ●方針4 『継続的な運動とすること』

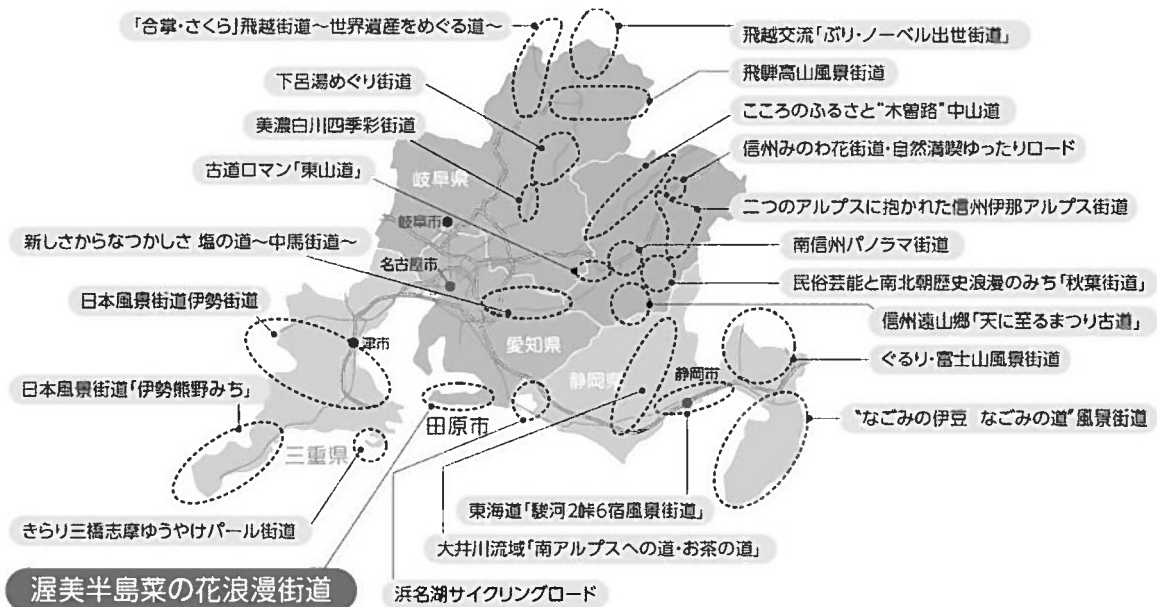
一過性で終わることのない、息の長い運動

#### 構成要素

- 地域の資源（美しい景観等）
- 活動する人たち（風景街道パートナーシップ）
- 活動内容（地域の取組）
- 活動の場（中心となる道路等）

## 登録ルート（平成31年2月末現在）

- 全国 … 141 ルート
- 中部地方 … 22 ルート
- 愛知県 … 2 ルート



## 全国の好事例

### ● 企業や地域と連携した維持管理活動（江戸・東京・みらい街道）

地元企業・団体が花植え資金を提供する「花奉行」や、沿道者等が水やり・清掃を行う「水奉行」等、役割分担を明確にすることで持続可能な取組を目指している。「花奉行」、「水奉行」は花壇ごとに決まっており、活動団体を沿道サインボードに掲示している。

#### 【江戸・東京・みらい街道】

“国際都市東京のメインストリート”にふさわしい「景観の保全」と「新たな賑わいの創出」を目指し、「日本橋」を拠点とする中央通りの花壇が季節の花々で彩られるよう、花の植替や清掃活動を行っている。

### ● 景観診断バスツアー（ながさきサンセットロード）

国道沿いの眺望スポット5か所を対象に、その場所での良い印象や悪い印象を持ったところ、改善策等を調査する景観診断バスツアーを開催している。調査後はワークショップ形式で、どこにどのような設備を整備したほうがよいか等、意見交換を行う。

#### 【ながさきサンセットロード】

夕日・協会・橋等のビュースポットを活かした観光ルートづくりや、地域のイベントの支援、楽しんでまち歩きができる環境づくりを行うことにより、地域の魅力を高めている。訪れた人に、歴史・文化・自然等を体験してもらい、訪れた人と迎える地域との交流を通じて地域の活性化を図っている。



## (2) 渥美半島菜の花浪漫街道基本構想（抜粋）

### 基本理念

花が彩る潮騒の エコ ガーデン ロード - 環境共生の 道づくり・郷づくり・人づくり -

### 分野別のテーマ

#### ●道づくり

走りやすい道、自然豊かで美しい景観の道、安心安全な生活の道、環境と産業が共生する道、人や地域資源を繋ぐ道をつくろう

#### ●郷づくり

自然と歴史・文化を育む郷、暮らしやすい郷、活気あふれる郷、実りと営み豊かな郷、環境共生のエコの郷をつくろう

#### ●人づくり

主体的・積極的に取り組める人、連携・協働できる人、あたたかい交流とおもてなしの心を持てる人をつくろう

### 施策の方向性

#### ●まもる

自然環境、農村景観、生活環境を維持し保全する

#### ●なおす

沿道からの景観を妨げるものを排除し改善する

#### ●いかす

埋もれた資源と活動する人を活用し高める

#### ●つくる

魅力を伝え、交流を育む資源を新たに創出する

### パートナーシップに参加する各主体の役割

#### ●市民

菜の花浪漫街道づくりに自覚を持ち、積極的に取り組もう  
皆と連携し、協働して大きな力を発揮しよう

#### ●事業者

事業活動を改善し、その道の専門家として取り組もう  
皆と連携し、協働して大きな力を発揮しよう

#### ●行政

計画づくり、情報発信、道路や沿道の整備に取り組もう  
連携・協働し、皆の活動をバックアップしよう

## 重点施策

- 菜の花エコプロジェクトの推進
- 沿道花壇の整備
- 民有地の花植えの推進
- 花・海・エコに関するイベントや商品の提供
- 花・海・エコをPRする施設の導入
- 花・海・エコに関する教育の充実

## 分野別施策

道づくり	なおす	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 草取りの推進</li> <li>● 電柱等の改善</li> <li>● 案内看板の改善</li> <li>● 道路付属物の改修</li> <li>● 沿道の見通しの確保</li> </ul>
	いかす	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自転車道の活用と整備</li> </ul>
	つくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アクセス道路の改善</li> <li>● 道の駅を核とした情報の発信</li> <li>● 安心安全な歩道の整備</li> <li>● 交通手段の利便性向上</li> </ul>
郷づくり	まもる	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然環境の保全</li> <li>● 住環境と農村景観の保全</li> </ul>
	なおす	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農地の管理と遊休農地の活用</li> <li>● 廃屋の活用と撤去</li> <li>● 看板類の整序</li> <li>● 建築物の景観配慮</li> </ul>
	いかす	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 清掃活動の推進</li> <li>● 既存資源の活用と新しい旅行形態の導入</li> </ul>
	つくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 松林の再生</li> <li>● 緑量の向上</li> <li>● 歴史・文化の解説</li> <li>● 情報の集約とタイムリーな発信</li> <li>● 新たな地域資源の発掘と創出</li> <li>● ビュースポットの整備</li> <li>● 休憩施設の整備</li> </ul>
人づくり	いかす	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民活動のネットワーク化</li> </ul>
	つくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>● “語り部”等の育成</li> <li>● 住民との交流の促進</li> <li>● 広域連携体制の構築</li> </ul>

# 渥美半島菜の花浪漫街道 第3次アクションプラン

平成31年3月策定

渥美半島、田原市  
渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議  
(事務局 ● 愛知県田原市都市整備部街づくり推進課)  
TEL.0531-23-3535 FAX.0531-22-3811